

平成 2 9 年第 3 回
笠置町議会定例会会議録
(第 2 号)

平成 2 9 年 9 月 2 0 日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成29年9月20日 水曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	平成29年9月20日 9時30分		議 長	杉 岡 義 信		
	散 会	平成29年9月20日 16時02分		議 長	杉 岡 義 信		
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地 方 自 治 法 第121条の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出 欠	職	氏 名	出 欠	出席 7名 欠席 1名
	町 長	西村典夫	○	建設産業課 長	石川久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発課 長	増田好宏	○	
	総務財政課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	地方創生 担当参事 兼 保 健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	企画観光課 長	小林慶純	×	税住民課長	由本好史	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成29年第3回笠置町議会会議録

平成29年9月13日～平成29年9月27日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

平成29年9月20日 午前9時30分開議

- 第1 議案第26号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件
- 第2 議案第27号 平成29年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
- 第3 議案第28号 平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第4 議案第29号 平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
- 第5 議案第30号 平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

企画観光課長から病気のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前 9時31分

再 開 午前10時37分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第1、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第26号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件について御提案申し上げます。

笠置いこいの館は、町の公の施設であり、笠置町が出資・設立した有限会社わかさがが管理運営すると定められています内容を指定管理者に行わせることが可能であると条文改正するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 撮影は私が許可しましたので、皆さんに御理解を願いたいと思います。

それでは、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第26号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件の議案説明をさせていただきます。

先ほど町長からも提案理由を述べましたように、いこいの館の設置及び管理に関する現行の条例を改正いたしまして、指定管理をすることが可能という文言に条文改正しているものでございます。

それでは、1ページから説明させていただきますので、おめくりいただきますようお願い

いたします。

まず、第1条で、設置につきまして記載をしております。設置の目的といたしまして、町民の健康促進と町内外者との交流並びに観光拠点施設といたしまして、いこいの館を設置すると規定しております。

名称、位置につきましては、現行どおり、笠置いこいの館、住所は大字笠置小字隅田24番地外としております。

以下につきまして、業務、休業日等定めるようになっております。開館につきましても、現行どおり、午前10時から午後9時までとして、変更することが可能としております。

1枚めくっていただきまして、2ページ利用の許可の基準、それから許可の取り消し等、ここも記載をしております。使用に当たりましては、善良な利用をいただきたいということを記載しております。

使用料につきましては、5ページに記載しております使用料を納付するという規定になっております。現行の使用料金、入泉料と室料、ゲートボール場、現行のものとは変更は行っておりません。

使用料の還付の第10条で規定いたしまして、還付を認めるというふうにしております。

11条では、使用料の減免をしております。ここでも70歳以上も証明で現行より規定をしておりますが、それ以外のサービスといたしまして減免が可能というふうに規定をしております。

12条以下でございます。ここは、指定管理者による管理ができるというふうにしております。現行の条例でいきますと、笠置いこいの館につきましては、有限会社わかさぎに管理運営を行わせるという規定となっておりますが、この11条以下の指定管理による管理を加えることによりまして、町の施設を指定管理者により運営管理させるというものとなっております。これは、地方自治法第244条の2に規定しているもので、指定管理者の管理運営となっております。

以降につきまして、13条につきましては、指定管理者の業務を記載しております。

14条につきましては、利用料金制としております。先ほど利用料で記載をしておりますが、これによりまして指定管理者に利用料金を収受させるということも第2項によりまして規定をしているところでございます。

第15条につきましては、原状回復義務を指定管理者に負わせるもの、第16条につきましても、損害賠償を負わせるという規定を挙げております。

施行の期日は平成30年4月1日から、準備行為といたしまして、30年4月1日の施行日前から指定管理者の指定に当たっての準備行為を行うということを記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、説明とかえさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

3回までということなので、端的にして答弁をもらいます。

まず、臨時議会と今回の条例案の内容と何ら変わっておりません。ただ、先ほど町長が言われたように4月1日からの施行期日が変わっただけであります。7月31日に臨時議会が開催され、否決されれば、すぐに8月3日に私は議長から特別委員会を開催してほしいとの要望を受け、8月30日に開催し、議論を重ねましたが、何ら展望が見えてこない。先日、総務省は民間企業と競合する自治体の事業の経営健全度を総点検する。民間企業と重複が多い分野になる。人口減少で経営環境が厳しくなる中、民間譲渡や廃止の決断を後押しすると報道されていた。今、7月31日の議会で否決されたのに同じ条例案をなぜ今回提出されたのか、まず問います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 7月30日の本会議におきまして同意をいただけませんでした。その後1カ月たたないうちに、またきょうどうして上程されたかという御質問だと思います。

私は、前回の本会議におきまして、指定管理者制度に移行していくに当たりましての十分な説明がし切れなかった。また、訂正せざるを得ない答弁までをしてしまったということの反省に立ちまして、きょうはしっかりと答弁をさせていただき、皆さんの御同意を承りたい。そういう思いで、きょう新たに上程をさせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど言いましたように8月31日に特別委員会をわざわざ開いて議論しましたけれども、何ら答えは返っておりません。そして、町長は町民の方にどういうふうに説明をされているのか知りませんが、私は町民の方に二、三びっくりしたことをお聞きしたことをお話しします。

町長は、8月25日の金曜日にあるところで、今回の条例は通ると、これは複数の町民の

方から聞きました。まだ特別委員会も30日に開かれていないのに、まして条例案も提出をされていない段階で言っておられる。また、別のところでもある人に、いこいの条例は通ると言っておられる。これも1対1じゃなしに複数おられたところでそうおっしゃっておられます。私は教えてもらいました。議会、議員をどのように思っておられるのか。議員を2期されておられ、議員の立場はよくわかっておられると思うのに、なぜこのようなことを言われるのか、答弁願う。

そしてまた、私はある日、幹部職員に条例案に賛成してほしいと賛成討論に根回しするような指示を町長はされているのか。密室であったならまだよかったんですけども、執務室で自分の部下もおられるところでそういったことをおっしゃいました。本当に声を荒げるといふか、言おうと思ったんですけども、執務室なので、そういうことは言いませんでしたけれども、なぜこういったことが出てくるんですか。この2点について答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私が、町民の方に、この指定管理者制度の条例が通ると。そういうことを言われたということではありますが、私はいろんな人とも話をさせていただいております。そういう中で、この条例はどうしても通したい、いこいの館の存続をしていくには、当面、指定管理者制度を使っていかなければならないので、通したい。そういう思いを述べさせていただいております。そういうことでございます。

もう1点、執務室で、これはちょっと意味がわからないんですけども、改めて質問をお願いします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 3回しかできないので、あれなんですけれども、執務室というのは、実際に私が、だから町長は要するに指示されているかどうかということをお聞きしているんです。しているんやったらしている、していないんやたらしていないで結構なんですよ。何で答弁を先延ばしにされるのか。それは後で答弁をまた願います。

そして、3回ですので、ごたごた言うておったら3回がすぐ過ぎてしまうので、大事なことを言います。もし今回この条例案を賛成するとすれば、ある程度、町民の方に負担をかける方法があります。指定管理は当面2年間とおっしゃっている。例えば、この2年間、町長の歳費を50%、副町長の歳費を30%カット、参事の給与を課長級に戻す。そして、各種団体の補助金の見直し、花火大会、鍋フェスタなどを2年間凍結。このことを先日、議会事務局のほうで議長と議論していたら、ほかのことを議論しにいったんですけども、そう

いったことも議長に言いました。そうすると、議長も、報酬を下げるができるとおっしゃった。私は言っていないけれども、議長みずからそう言われた。そこには事務局の方もおられた。証人がおられます。痛みを伴わなければ、町民の納得はされない。この案はいかがですか。今すぐ答弁とはいかないかもしれないが、何らかの答弁を願います。

夕張市の市長のことを思えば、手取り15万円余りですね、何とかなる方法です。やはり町民に負担をかけない。自分で痛みを分かち合わないでだめですよ。そういったことでしたら、2年間という期限ですから、これで2,000万出るかどうかわかりませんが。そういったことに対して、どう思われるか。その辺、先ほど言った幹部職員にどう言われているかと、今のことと、答弁できなかつたら今のやつは後日でも結構ですけれども、今言うてすぐですから、なかなか難しい。27日にまだ議会があるから、この回答は27日も結構です。本当に自分でどれだけの今言った数字が出るということをね。それでは、私はもうそのときには、2年間ですから、一応賛成するというかね。それで、もし赤字が続けば、今後また検討しなければならない。とりあえず2年間はそういうことを私は思っております。一つの例ですけれども。

議長（杉岡義信君） 町長、待って。

今、大倉さん、発言されました。私がされてもいいと、それは確かです。しかしながら、そこを切ったらあかん。最後まであんたは言わないといかん。そんなん途中で切ってもうたら困る。実はこうやけれども、私は皆さんの議員さんのはっきり言うたら安いやつでやっていると。そういうことをどうするんやという話をちゃんとしないかんがな。そんなん途中で切ってもうたら困るわ。

改めて、大倉君。

5番（大倉 博君） その件で、5番、大倉です。

先ほど議長がおっしゃったように、確かにそうなんです。私も以前、議員にならせてもらったときに、町長もおられたときに、子供の医療費の関係で提案させてもらって、皆さん方に賛成いただいて、1万円下げました。そのことは議長もよく知っておられます。その中で、今、議長がおっしゃったように、確かに若い議員さん方もおられて、これを議員さん方全部。私もそのときには何やったら私の議員歳費も差し上げてええということも考えました。そやけど、条例を改正しなければなりませんので、若い人もおられるので、今ぎりぎり生活というか、それは意欲で生活されているかわかりませんが、そういった議論も確かに今議長がおっしゃったように出ました。だけど、あえて今そのことは出しませんでした。こ

それは、もし行政がそう出た場合に、また議員サイドで検討したらいいことだったので、私はそういうことは言いませんでした。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長、答弁。

町長（西村典夫君） 指定管理者制度におけます管理料を出すことについて、財政を削減するために町長、また副町長、いろんな方を削減しなさい、そういうことで財源を賄ってはどうかということだと思ふんですけれども、私は、これについては論点が違うと思っております。補助金の見直しとか財政のあり方というのは当然検討しなければならないと思っておりますけれども、今この指定管理者制度における指定管理料を出すのに、私の給料を半分にせいとかいうふうなのは、私は論点が違うと思います。

それと、執務室において幹部職員が賛成をしてほしいと言われたということでございますが、指示はしておりませんけれども、そういう話は、課長級ともいろんな話をしておりまして、こういう制度につなげていきたい、いったらいいなという思いを持っていただいております。そういう流れの中で、こういう発言が出たのではないかと、そのように理解しております。

議長（杉岡義信君） 質問を変えるの。

（「これに対する答弁を」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） いや、もう3回やから。

次、ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の大倉議員と重複かもしれませんが、ちょっとお聞きします。

先般、京都新聞にて、町長が十分な説明をすることになっていると。間違いございませんか。7月31日議会では否決されたのに、なぜ同内容で。また、条例も全然改正はされていません。それが提案されました。なぜか。

それと、指定管理者制度において、否決されたのではないんですか。この議案は、指定管理者にするから条例を変える。この件は、反対4、賛成3で否決されている。7月31日の議決は何だったのか。町長、お答えください。

それと、指定後、3回にわたり会議を開き説明を聞くも、趣旨を理解するまで討議しましたが、肝心の返答はされておられません。前回反対して、今回賛成にはならないと、私は思います。そのためのきょうは説明だと思います。

私は、この件について、町財政が苦しく、町が破綻するのを心配して発言しているんです

が、ふるさと基金が御存じのようにあと1億2,000万余りです。指定管理者に年間最高額2,400万支払い、また厨房などの修理は別となっていますと、2,400万円プラス修理代を町が負担することになるのではないんですか。これは制度を変えなくても同じではないんですか。現在では赤字額2,400万円には至っていません。この2,400万円というのは仮の説明です。しかし、なぜ指定管理者制度をするのか、そのメリットをお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員からいただきました内容とダブっている点につきましてですけども、この前、本会議で否決されたのにまた出してきたやないかということだと思いますが、先ほども答弁させていただきましたように私も説明が不十分でありましたし、先ほども申しましたように訂正をさせていただくような発言もしました。そういうことで、すごく反省をいたしまして、もっとしっかり勉強して、これまで議員の皆さん、また町民の皆さんに向かって十分な説明をさせていただいて、御同意をいただきたい。そういう思いで再上程をさせていただきました。

また、ふるさと基金、あと1億2,000万円しか残っていない、このままでは枯渇するという心配をされております。私は、このいこいの館を2年間、指定管理をさせていただき、その次には民間に完全に委ねていく、そういう取り組みを今させていただこうとしております。今、出資をしていただくことになるわけですが、結果的に2年後、この取り組みによって基金の取り崩しがかえって少なくなる、残が結果的には多くなる。そのような確信を持って、私はこの事業を進めていきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 町長、その説明、もうちょっと詳しくみんなにわかるように説明したってください。町長。

町長（西村典夫君） 失礼をしました。

今、指定管理料につきましては上限2,400万というふうに、上限は決めておりますけれども、決して2,400万が指名料ではございません。これから、この条例をいただきましたら、公募をしていくわけですが、公募をいただく業者によりまして、指定管理料が1,200万円とともあれば、1,500万円のところもあると思いますし、1,600万円のところもあります。それとあわせて、されようとしていただく事業内容と指定管理料を見まして検討させていただき、指定管理者を指名していくわけですが、指定管理料が2,400万で、2年で4,800万、そういうことにはならないわけですが

います。

今、1億2,000万円ほど残っておりますけれども、指定管理料をできるだけ少なくして基金には少しでも残るような手だてをしていきたいと思っておりますし、その上に立っての事業内容も、すごくすばらしい事業内容をいただいて、そういうバランスを考えて指定管理者を選んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、町長の返答をもらったんですが、私の質問に対してお答え願いたいと思うんです。先ほど、7月31日の議決は何だったのですか、町長、お答えくださいと言いましたね。それに対して回答してくれましたか。

ただ、私は、言うた以上は、やっぱり内容を把握して返答してもらいたいと思います。これは質問に入らないと思います。これは不足ですから。もう一度説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 7月31日に議会で否決をいただきました。そのことについては、すごく真摯に受けとめておりますし、すごく私も反省をしております。その後、町民の方からもいろいろ御意見や電話をいただきまして、町長の説明が十分ではなかったという御指摘もいただきました。そういうことにおきまして、改めて上程させていただき、しっかりとした答弁をしていきたい、そのような思いでございます。

また、私は、いこいの館をどうしても存続させていきたい、そういう強い思いも持っておりますので、今回これを存続させるには、当面、指定管理者制度しか選択肢はないかなと、私は思っております。その辺につきまして、きょう改めて上程をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんが、なぜ指定管理者制度をするのが必要かと。そういうこともお尋ねしているんですよ。それはどうなんですか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、指定管理者制度になぜ移行していくかという質問だと思います。基本的には、今、自治法で、公の施設を管理運営していきますのに、管理委託制度から指定管

理者制度あるいは直営にしろという法律ができております。笠置町も既にこの法に沿ってしなければならなかったわけですが、ずっと置き去りにして今日になってきております。この際、この法に沿って指定管理者制度をやっていきたいと、そのように思っております。

また、指定管理者制度におきましては、やはり支出の透明化や、また民間のノウハウを導入いたしまして、これまで以上の経営改善、サービス向上などを図っていける。そのような思いで、今回、この指定管理者制度を導入する提案をさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の質問にお答えし、また先ほどの町長答弁に若干補足をさせていただきますと考えております。

なぜ指定管理者制度が必要なのかということでございます。町長が申し上げましたとおり、地方自治法の改正により、一般的な公の施設の管理に関しましては、直営か、または指定管理者というふうにされております。現在のいこいの館に関しましては、有限会社わかさぎに運営管理を委託することができるとなっておりまして、現在、残念ながら、選択肢としましては直営のほか、わかさぎがやるということ以外、運営管理をする方法がございません。指定管理者の条例を改正していただいた後に関しましては、指定管理者を選択することができる。つまり運営管理を委ねるところを、町の方針あるいは町の考え方、町民の方々、議会の意向を受けて、より安い費用で、そして、より高い効果が出る、そういう運営管理者を選ぶことができるというのが指定管理者のメリットであると、そのように考えています。

現在、赤字体質という言い方は悪いんですけども、経営改善の道はなかなか見えない中で、関係者に御苦労いただいております。そういうものを断ち切り、新たな発想、そして新たに一体感を持って、いこいの館を運営していただく。そういう方をぜひ指定管理者として選定させていただき、運営を委ねていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

今、副町長から回答をもらったんですけども、もう一度、町長にお聞きします。

指定管理条例、規約が変わると、仮に最高2,400万という形になるんですが、これが予算化されるんです。ふるさと基金が1億2,000万あるときは問題はないんですが、これがなくなったとき、一般会計からこの予算が出てくるんじゃないですか。それでなくても苦しい町の財政で2,400万。ほかにしわ寄せとして福祉のほうに問題が出てくるんじゃない

ないんですか。

それと、さっきの答弁の中で、民間のノウハウという言葉が発言されました。現時点ですよ、コモンズ、土埃は民間じゃないんですか。違うんですか。規約時に2者から提案された改善、指定管理者が行う業務と同じではないんですか。なぜそれが原因でこの規約を改正されるのか。また、町規約の問題点、何条が引っかかって、こういうことになるのか。改正する意味があるのか、町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 1点目、ふるさと基金が、このままでは、指定管理料を2年続けたら、枯渇していく。そういうことにおいて、ほかの福祉だとかに関係してくるのではないか、マイナスになってくるのではないかという御質問だと思いますが、指定管理者制度におきます指定管理料は2年間を使わせていただきます。できるだけ抑えていくような方向で考えておりますので、枯渇することはあり得ないと考えております。できるだけプロポーザルにおきまして良心的な業者と提携をしていきたいと、そのように考えております。

現に、今、土埃やコモンズさんが民間業者として入っているではないか、それがうまいことっていない、そのようなことをおっしゃっておられます。今、第三セクターで、わかさぎと土埃とコモンズが営業をしております。今、民間のノウハウを本当に土埃、コモンズさんが発揮していただいている、そういう意欲といいますか、そういうものが少し欠けているようなシステムになっていると私は思っております。コモンズさんにおきましては、入館料は何人で何ぼということで大体決まっておりますので、それ以上の入館者をふやしていこうという努力が少し見えないように思いますし、土埃さんにおきましても食の部分が一向に伸びてこない。それは、やはり土埃、コモンズさんのやる気といいますか、本音のところが見えてこないというのが、今の契約の状態かなと思っております。今度は完全に指定管理者におきまして指定をしていくわけですから、これ以上の責任を持っていただくという思いでおりますから、改善はしていただけると考えております。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の質問、それと先ほどの町長答弁に若干補足をさせていただきます。と思っております。

コモンズ、土埃から、さまざまな民間のノウハウということで、入館者をふやす方法、そして飲食部門の改善、いろいろ御提案をいただいております。なぜそれが実現できないのか。これは、やはり原因といたしましては、有限会社わかさぎが管理運営するその経営力、能力

が弱いというところには尽きるんだろうと。これまで恐らく、いこいの館を運営管理する関係者、わかさぎであったり、コモンズであったり、土埃であったり、そして町当局が集まり、経営改善に関する、あるいは入館者増に関する具体的な議論、そして実行に関するさまざまな提案、そういったことがなされてきたのかといいますと、それは非常に弱かった。具体的にその中で実行されてきたことは、ほとんどなかったのではないかというふうに思っております。

町長も申し上げましたとおり、思い、つまり愛着、そういった一体感を醸成する根本となる理念のようなものが、やはり関係者の中で醸成されていなかったというのが大きな原因であり、お金を投入すれば何とかなるというようなものではなかったのではないかなと、そんなふうに考えています。

したがって、現段階で、例えば土埃、コモンズ、両社の意欲を引き出すために、有限会社わかさぎ、そして町当局がやるべきことがあるであろうと。今後、いこいの館の運営に関しましては、当面、現在の条例で行うわけでございますけれども、少なくともこれまでの赤字の体質の原因となっておったようなところは、やはり改善し、申し上げましたように関係者が一体感を出して経営改善に臨めるような取り組みを10月からぜひさせていただきたい。現状の中でもできることはあるであろうと考えております。

指定管理者は、申し上げましたとおり、指定管理者と町との間で十分な協議を行う、それが前提となっております。つまり、意思の疎通がない限り、指定管理者にお任せしても、指定管理者が何とかしてくれるであろうということはありません。やはり町のほうが方針を持って、強い意欲を持って、一体となって指定管理者と取り組まなければ、経営改善の効果というものは恐らく出ないというのが現状でございます。そういったところを踏まえて、ぜひ指定管理者、そして少なくとも現状の運営に関しましても改善できる努力は順次させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。ごめん。もとい松本君。

7番（松本俊清君） すみません。もうちょっと落ちついてもらえませんか。今、副町長から説明があったんですが、私が町長に聞いたとき、コモンズはできていないという発言をされています。それを指導するのは、今の条例でわかさぎの社長、つまり町長じゃないですか。自分のできていなかったことを、コモンズを相手に業者が悪いとか、そういう発言はいかがなものかと私は思います。

私は、いこいの館については町において一番の財産であると思います。この財産を将

来的に有効に利用したい、これは笠置町民全ての総意であると思います。それゆえ、十分な理解を得るため、全ての手段を用いて取り組むべきで、町民に意向を聞くべきだと思います。これについて提案しましたアンケートはとられたんですか。その中で、いろいろな改善案が出てくると思います。この件について特別委員会でも提案しましたが、町長は聞き入れてくれませんでした。私は、いこいの館の運営に反対しているのではありません。ただ、条例改正に反対しているわけです。それは、ゆえに町財政のことなんです。その点をどのように思っておられるのか、

町財政のことについて、続いて聞きたいのは、簡単に町条例、指定管理者ということばかりに走っておりますが、わかさぎの社長である町長は、わかさぎの清算はどうするんですか。出資金8,000万円が残っていますが、これは本当に帳簿上だけですか。本当に金があるんですか。この処理はどういうぐあいにされるんですか。仮に、きょう、この指定管理者が決まれば、わかさぎの問題に発展するんです。卵が先か鶏が先かですよ。そうなってくると、8,000万円がもしないとすると、きょう出されております補正予算1,400万円、これで処理しますと9,000万円なくなるんです。来年もし指定管理者でやると、それに2,400万円かかるんですよ。ふるさと基金は底をつくんじゃないですか。町長は2年後に何とかするという発言ですが、2年後には一般会計からこれが出ることになるんです。違うんですか。そういう点、この先の問題についてどういうぐあいにされるのか。わかさぎの問題を少しお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回、指定管理者制度を御同意いただき、これが条例改正をいただきました後には、また皆さんと相談をさせていただきながら公募をしていくわけですが、その過程におきまして、わかさぎ、いこいの館が町財産になっていなければなりません。そういう意味におきまして、わかさぎの持っておられる財産も町に移していく必要がございますし、町がわかさぎを設立するのに8,000万の出資をしております。その出資金8,000万についても、どのように扱っていくのか。それは、これからの検討課題でございまして、また議会の皆さんとも相談をさせていただきながら、わかさぎを解体していきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

いろんな意見が出ていますけれども、私は前回の臨時議会では反対に回りました。それは

なぜかといえば、町長が臨時議会の中で赤字でも続けていきたいというような答弁をされたので、これはちょっと待ったと。今のこの問題が発生しているのは、町の財政がもたないから何とかしなければならないということで、これが出てきているわけです。臨時議会で私が反対に回ったのは、条例の改正案ではなくて、その中にある指定管理者制度、これがどういう形でやっていくのかということが、まだ煮詰まっていなかった。そういうことで、ああいう答弁も出たので、私は反対に回りました。

しかし、笠置町は、今始まった問題じゃないんです。これは私が議員にならせてもらってから、8年間ずっと、いこいのことはいつも主要議題で、特別委員会でもやってまいりました。直営で支配人を置いてやっていたときもあります。それから、民間のノウハウを得なければということで、かしばさんにもお願いした。しかし、それも全部3年で打ち切られた。それは何でやということなんです。先ほど副町長は決意を述べておられますけれども、わかさぎ運営会社の会社がもう経営体として成り立っていないというのは、私は前から何回も言っています。それを全然立て直す気配も何もない。それで、行政としては企画観光課にそれを全部おんぶさせておる。

しかし、ちょっと1点だけ聞きたいんですけれども、副町長は、行政もやはり体制を強化して見ていかんとあかんという先ほど答弁がありましたけれども、行政側としてどういう体制をとろうとしておられるんですか。きょうは何か企画観光課の担当課長も病欠で休んでいる状態でしょう。これは、私はもう3月議会から、体制を強化しなければいけないというのは何回もここで言っていますよ。その辺の体制をどういうふうに考えておられるのか、ちょっと答弁してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

組織・定数、人事に関することは、最終的には町長の権限になりますので、私からお答えできる範囲に関しましては限られたこととなりますが、どういうふう to 考えているのかということについて述べさせていただきたいと思っております。

これまで、条例上、企画観光課が指導を行うというふうになっておりました。ただ、企画観光課というふうに漠然とした名前があるわけですがけれども、誰がどういうふうに具体的に責任を持ってやっていたのかということに関しては、ほとんど実態がないまま、例えば課長が兼務といいますか、そういう担当であったり、いろいろ役場の体制としてしっかりした窓口を置かずに指導をやってきたというのが現状ではなかったかなというふうに思っております。

す。

今回、いろいろと議論をいただいている中で、やはり役場の指導体制といったものが随分問われているんだらうなというふうに認識をしております、可能であれば、いずれかの人事の段階で組織を変える。そして、専任のいこいの館の改革を担当する職員であり、責任者を置くなりして、その方があくまで中心となって、そしてオール笠置町役場の力を結集して、いこいの館の改善に全力で取り組みたいと。

先ほどから西岡議員もおっしゃっておられるように、随分前から、いこいの館が重要な政策課題であるということで議論をされてこられました。重要な政策課題であれば、政策課題に対応する組織をつくり、対応していくというのが基本でございます。そういうような考え方あるいは認識をもって臨みたいと思っておりますが、最終的には組織・定数、予算、あるいはまた人事に関して、総合的に町長に判断をいただき、実行に移すということになるかと思っております。私の考え方といたしましては、以上のとおりでございます。

なお、これまでの企画観光課の体制の中で十分できていなかったのかということ、恐らく他の業務も持ちながら、その業務の中でも、いこいの館も見ながらということで、本当に大変な状況であったらうというふうに思っております。担当を置いたから何とかなるということではなく、専任の担当者に任せるだけではなく、それをバックアップできるように、町の中の、役場の中の体制といったものを組みさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

そういう体制を現実にはちゃんと強化していつてもらいたいと思います。

それから、この議案の中の質問に入ります。

まず、施行日。29 年 10 月 1 日という臨時議会の案でしたけれども、これをなぜ 4 月 1 日に延期されたのか。その理由を聞きたいのと、もう 1 点、3 ページの第 14 条 3 項、「町長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を使用料として徴収することができる」という項目がありますけれども、この「必要があると認めるとき」というのは、どういう状態を考えておられるのか、答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

条例の施行日でございますけれども、30 年 4 月 1 日からということでございます。仮に

今議会でこの条例を認めていただきましたその後のスケジュールでございますけれども、やはり指定管理者を公募しなければなりません。そして、公募して、指定管理者の候補といえますか、指定管理をやりたいという方々が集まってこられたときに、十分その方の内容を精査して選定委員会も開催させていただき、そして最終的には議会の議決も必要となってまいります。そうなりますと、この二、三カ月の間でそれがやり切れるのかといいますと、物理的に大変厳しゅうございます。

特に、先ほどから議論になっておりますように指定管理者が本当に低い指定管理料で高い効果を出すことができるのかということに関しましては、応募いただいた方々と応募内容について十分な議論をさせていただき、仮に指定管理料が若干我々が想定する金額より高いといった場合は、それは下げられないのか、それを下げるに当たってはどのようなことが必要なのかといったような具体的な議論もさせていただき、当然、議会の特別委員会でも諮らせていただき、選定委員会でも候補者を選んでいただき、最終的に議会の議決も要るわけでございますけれども、執行部、事務局といたしましては、指定管理者で応募いただいた方々と個々にそういったことを詰めさせていただき、本当に慎重に選ばせていただき、最小限の経費で効果の高い運営管理をしていただける指定管理者の候補を選びたいと、そのように考えております。

そういった意味で、時間的にやはり二、三カ月では困難であり、最低半年ぐらいの時間をいただきながら、そういう選考プロセスをしっかりと踏ませていただきたいと。そういうことがございまして、30年4月1日からということにさせていただきました。

もう1点の14条の3でございます。

指定管理者から利用料金の一部を使用料として徴収することができるということでございますけれども、これに関しましては、今、具体的に何か想定していることがあるということではございません。例えば、指定管理者が徴した利用料金によって、かなり高い収益が出てきたといったような場合に関しまして、利用料金の一部という言い方をしておりますけれども、町のほうに幾ばくかのお金といったものを使用料としていただく。そして、利用料金として指定管理者が金額を取るという、ある程度、配分といいますか、そういったことが状況によっては出てくるということでございます。これは、あくまで利用料金で相当高い収益が出たということが想定される場合でございますので、現在の段階で、これがすぐにこういうことでございますということは、なかなか言えませんけれども、そういったことを想定して14条の3というのを設けさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

もう 1 点、ちょっと確認しておきたいことがあるんですけども、指定管理者制度で指定管理者に管理してもらうという契約を結ばれると思うんですけども、今、現在のいこいの館の電気、水道、これはデイサービス生楽さんと一緒になっています。この問題も 8 年前から分けよということで意見は言うてきているんですけども、できていなかった。今後、指定管理にするけれども、指定管理者側が全部経費を、電気代、水道代、そういうものは支払っていくことになると思うんですけども、前の特別委員会ではこれを分けるということをおっしゃっておられたけれども、これは予定どおり分けることでやっていくのか。それと、その場合には生楽さんと今現在結ばれている契約なんかをかなり見直す必要が出てくるんじゃないかということは、私は 6 月議会でも言っております。その辺についての考え方はどうなっておるのか、答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理をする中で、経費は指定管理者が当然全部負担していただくこととなります。その中で、今、生楽さんから共益費としていただいている費用につきましては、やはりきちんとした金額をはじき出していかなければならない。そういう観点におきまして、いこいの館とデイサービス生楽の電気、水道は分離していく。そのような工事をしていく予定になっております。

ただ、その内容につきまして、まだ生楽さんとの十分な協議はしておりません。これから、こういう事情も説明していきながら同意をいただきたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

前回の委員会でも指摘をさせていただいたんですけども、完全に民間委託をしたいと町長はいつもおっしゃる。その意図、最終的に民間がいこいの館を経営する意味というのは、町長の中に何がおありなのか、お聞きしたい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いずれは完全に民間に委託したい、そのような思いを持っておりますし、そのように進めたく考えております。なぜ完全民営化にしていくのか、それにつきましては、やはりこれから修繕費もかかってきます。また、健全な運営もやっていかなければならない。そういうことを考えますと、やはり行政が絡んでいますよりも、完全民間委託して民間の財

力、経営のノウハウなどを發揮していただいて、いこいの館がいつまでもあるべき、あってほしいという思いで、民間に委託をしていきたい。そのような考えでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

僕のイメージでいくと、第三セクターというものも、その当時のはやりで、民営化委託や、民営化委託やと言い、わかさぎという民営化の会社をつくり、今回、時代の流れで指定管理という僕からしたらはやりのように思えるこの制度にのっかり、また民間委託をすれば、この経営が改善され、健全な運営がされると町長はおっしゃっておられますけれども、町長自体わかさぎの社長である。今、健全化できていないこの現状が、民営化されたら健全化になると。健全化というものは、町長の中では何なのか。健全なる運営というものが見えているのに、それが具現化できない。その理由は何なんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 健全化の中身が見えてこない、そういうことだと思います。今まで私はわかさぎの社長をさせていただいておるわけでございますけれども、正直申しまして、わかさぎ、いこいの館に赴く機会もなかなかございませんで、書類に目を通す、それぐらいの社長という立場でございました。そういう中で、入っていただいている業者に対しての細かな指導やとか、そういうことが十分できていなかったことにつきまして、今こういう現状が起きていると捉まえております。

これから指定管理者制度を利用していくに当たりまして、そういうことにつきましては管理者が責任を持って運用していただくこととなりますから、その辺は健全化に向かっていくと信じております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

僕の思っていたイメージの回答とはちょっと違うので、困惑しているんですけども、町長は特別委員会のたびに、業者と話をしている、定期的にコミュニケーションをとり経営改善化に努めているという答弁を何回も委員会の中でなされていますよね。それを今、撤回されると。委員会ではうそをおっしゃっていたんですか。町長は何を伝えたいんですか。

僕は、さっきの質問の後に、笠置に基盤産業がないことが、僕たち移住呼びかけ人にとってもすごい不利なこととかがいっぱいあるんですよ。何のためにまちづくり会社をつくったんやと。地域創生のお金をあっちからこっちから引っ張ってきて、企画観光課に仕事を投げ

ているんやと。民間に全部委ねて終わりなんかということを最後に僕は伝えたかった。でも、委員会の存在こそ、ばかにしているような発言じゃないですか。じゃ、なぜあの場でちゃんと伝えなかったんですか、僕ら委員に。おかしいじゃないですか。だから議会と行政のこの大きな壁があるんですよ。それが行政のやり方ですか。答弁ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 月1回の定例のコモンズとわかさぎと土埃の定期会談をやっていた、やっていなかった、そういうことだと思います。定期懇談会につきましては、できるだけやってまいりましたし、最近は滞っておりますが、当初はきちんとやっておりまして情報共有はさせていただきましたが、その中でも十分な点がなかったということで反省をしております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私は先ほど2年間の町長の歳費云々とか言いましたけれども、私がなぜこんなことを言いますかという、笠置町の将来人口と財政事情というのを町長は御存じですか。例えば、人口問題を見てみると、笠置町の第3次総合計画、23年3月につくられた分、笠置町の将来人口は、この計画の目標年次である33年3月末には1,300人、さらに人口減少が続くと予想されているという。そして、平成7年以前の国勢調査によると、人口の減少率は大体3%から4%で推移しておりました。平成12年には7.5%、平成17年には8.8%、22年には2桁の13.3%、そして、この前の国勢調査の結果、27年には15.8%になっております。先日議会でもお聞きしましたが、16歳未満、中学生以下の人口が57人と、これは我々の小学校とか中学校の1学年の人数ですよ。これが今、16歳未満が57人、この前もちょっと言いました、逆ピラミッドというのを。そして、75歳以上の方が400人。平成32年の国勢調査では、このままで推移すれば、笠置町の人口というのは物すごく、減少率が20%どころか、もっと減るかもわかりません。

そして、次に財政事情を見ると、特に町税を中心に見てみると、町民税は5年前の平成24年、これは調定額ですけども、約7,022万円ありました。この前の28年の決算では5,660万円余り。実に、これは毎年ちょこちょこ減って、今、5年前と比べると1,360万円減少しております。5年前と比べると19.4%。固定資産税は、24年には9,830万円、28年には9,420万円に減少しております。これが402万円に減少します。

そして、一番笠置にとって大きいのは、やはりゴルフ場の利用税です。24年には4,644万円ありました。28年の決算では3,700万円、5年前と比べると930万円の減少であります。これはまだ減ります。このゴルフ場利用税は、昨年10月から1,000円から750円に下げられたために、27年度は3,700万円ですが、恐らく29年度の決算では三千二、三百万になるんじゃないかと思われます。また、この利用税は70歳以上の方になれば無料になるわけです。団塊の世代が多く行かれる場合は、恐らく3,000万円を割ることになるんじゃないかと思います。

そして、また揮発油譲与税、今、電気自動車とかハイブリッド車があります。この揮発油も笠置町は24年には205万円、28年度の決算では176万円になっております。そして、新聞報道によりますと、全国に給油所は2016年には3万1,000ほどありましたけれども、その20年前には6万4,021カ所あったという報道がされています。今後、こういう揮発油税も、いずれ電気自動車等に変わってきた場合で、笠置町の財源であるこういった税金がますます少なくなります。本当にこういったことで、先ほど言いましたように、しっかりした答弁はもらっていなかったんですけれども、例えば、この2年間は本当に町長の歳費を50%云々とか言いましたけれども、そういったことから私は質問しました。そういったことを今、言いましたけれども、将来の人口減少と財政事情を捉えたら、そして、この前の決算では地方交付税が7億9,000万円、1人頭61万もらっています。国民調査から比べれば、1人頭61万円、この前ちょっとこれも議会で質問しました。

同じ質問になりますけれども、そういった状況の中で、本当に、このいこいの館ばかりを言っていたら、観光の拠点とか言っていたら、笠置町、町が沈んでしまうんですよ。私はそう思うんです。ほかの方はどう思われるかわかりませんが、こういった人口問題とか財政事情を考えた場合に、こればかりに、基金といえども町民の税金です。だから、先ほど町長の歳費をカットとか言いましたけれども、この答弁にもう一度。先ほど聞いていたら、もう一つ何か答弁があやふやというか、まだしっかりともらっていないつもりなんです。再度、将来の人口問題と将来の財政事情をどう思うか。

我々特別職員というのは4年間が終わったら終わりなんです。後の人に引き継ぐために、これは町の職員にも私はよく言っているんですけれども、あなたのように若い人は、これから町の職員はどうなるか、笠置町がどうなるかわからへんからということもよく最近言っています。ここにおける課長さん方は、一、二年で退職されたら、まだいろいろあるでしょうけれども、今のせっかく入ってきている20代とか30代の若い人が本当にどうなるかという

ことを私はそこまで心配しているんです。だから、いつまでもこのいこいの館をこんな形で本当にちんたらと、言い方は悪いけれども、こんなことをやっておったらあきませんよ。本当に町民の方も心配されております。

そして、今言いましたように町の職員の方も、やはり心配されている方おられるんですよ。町長、そういうことを町の職員から聞いたことがありますか。将来、20年、30年、まだおられるんですよ。笠置町の人口が30年したら500人になるのか600人になるのかわかりませんが、それでもこのままいけば町が残るんですよ。そういったことを考えて私はこういった質問をして、それを簡単に町長の歳費を云々とおっしゃったけれども、その辺の回答がしっかりとできていないから、私は余計に今、言わんとうこうと思ったけれども、そういったことも言うんですよ、本当に。ここにおられる方は、退職される方は、一、二年で退職したら退職金も全部あります。まだ40代の方もおられます。あと10年、20年になったら笠置町が本当にどうなるかわかりません。もっと真剣に笠置町がどうあるべきかということも考えて、いこいの館の関係もね。だから、2年間を辛抱して、町長の歳費もカットして、それだったら町民も納得されると私は言っているんです。もう一度、将来の人口問題とか財政事情も考えて、答弁いただけますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 将来の人口問題や財政事情をどう考えているんやということでございます。

私は、こういうことも踏まえて、いこいの館は再生すべきだと考えております。笠置駅周辺には、いこいの館を中心として、ゲートボール場やキャンプ場、カヌー、ボルダリング、また地方創生で整備された拠点が集中しております。また、笠置山を初めとするすばらしい歴史的資源もあり、また季節折々、変化に富んだハイキングコースなどもあります。これらの資源を連携させて、いこいの館をハブとして回遊性を高め、各資源を大いに活用して観光消費を目指していきたい。民間の自由な発想で、稼ぐ施設をプロに磨かれて、よりさまざまな事業を行っていただけるなど、稼ぐ施設として自立するだけでなく、町に経済的な利益をもたらさせていただく施設とさせていきたい。そういうようなことが町に対して、にぎわいづくり、経済が笠置で回る、お金が笠置で消費されることにつながっていくと私は確信しております。大倉議員が指摘されました人口問題や財政事情、そういうことを克服していくにも、このいこいの館の再生は必要だと私は考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

町長、本当に再生されて具体的に、例えば、いこいの館が 10 年間、指定管理者制度になれば右肩上がりになりますとか、そういったことをおっしゃったら私も考えますよ。先のことはわからないのに、まして笠置町だけじゃなく全国的に人口も減少します。国の財政事情もだんだん悪くなってきます。そして、前から言っていますように消費税も一応 2 年後には上がる予定です。そういったこと等をいろいろ考えた場合にどういったことになるか。ことし、京都市ですかね、どこかで温泉の入湯税を今度取る。それは市の財産になると。笠置町は入湯税も取っていないでしょう。今後、もっと議論しやなあきませんよ、入湯税の問題も。それは町の税金に入ってくるわけですよ。そういった問題とか、なぜ使うことばかり考えて入ることを考えないんですか。だから、そういう問題とかを考えた場合に、10 年後、20 年後の笠置町は、いこいの館があっても町が潰れておったら何ともなりませんよ。

先ほどから言っているように、我々特別職員というものは 4 年間で選挙を受けます。町の職員は本当に残されます。だから町の職員のためにも、もうちょっとしっかりと財源を、本当にこの 2 年間、真剣に、町長、歳費を、何遍も言いますけれども、2 年間ですから、カットして、自分の痛みをやってください。先ほど何とかおっしゃったか、もう答弁を聞くのを忘れましたけれども、そういった真剣さがなければ、本当に真剣さがなければ、私はだめだと思うんです。

例えば、また前の議会のことかと言われるけれども、前の町長は、基金といえども個人のお金と同じことで、それはちょっとおかしいとは思いますが、基金というのは町のお金であり、自分の金をつぎ込むことはなかなかできないでしょう。だから、そういったことを例えておっしゃったけれども、基金といえども町の税金ですよ。そういう例えをされたときに、議事録を見ていたら、あれはおかしいなと思っておったんですけれども。自分の金だと思って本当にやってください。これは本当に笠置町が、これがとんとんとか、もうかればいいですよ、1,000 万でも 2,000 万でも毎年。前のことをまた言いますけれども、また赤字が続いた場合に、当時、町長が議員のとき、22 年に、私はコピーを渡しましたね。これを言ったらまた議長が言うかもわかりませんが、どない言われましたか。

あなたにそのコピーを渡しましたね。読んでいただけましたか。このお金を使ったら、町民からね。どない言いましたか。答弁を後でもらいますから、私はあなたに議事録も渡しました。私から言うより、あなたに答えていただきたいんですけれども。そういったいろんなことを本当にもっと真剣に考えてくださいよ。そんなちんたらと指定管理やどうのこうのと

いう問題と違うんですよ。町が生き抜くかどうかの問題ですよ、そんなことを言っているより。

議長（杉岡義信君） 結局、余り長過ぎてわからんようになってくるんや。もうちょっと端的にポイント押さえて言うてやらんと。最後にどれが答えていいかわからへん。ほんで、ちょっと大倉君、余り昔のことを言うたら、あんたも恥を言われるで、余り昔のことは言わんで。

5 番（大倉 博君） それじゃ、まず最後に言いましたね。私はあなたに 22 年 8 月議会のときの議事録を渡しました、読んでくださいと言うて。読んでいただけましたか。どない書いていますか。きつい質問をされていますよ。まずそれから答えてください。

議長（杉岡義信君） わかるのか、町長、今の質問は。

（「議長、もっと質疑を整理してさせてよ」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 前の話はわかるのか。わからんやろう。下手に言うたらあれやで、もう一回出してあるやつを確認して自分であれしやな。大倉君、それではあかんのか。

大倉君、余り勝手に立ったり、下手なことせんと、もうちょっと集約、集約と……。

5 番（大倉 博君） まず一点、先ほど言ったように、私が議事録を町長に渡した分、そのときの答弁をもらえますかと。きつく元町長にきつく質問をされております。

（「これとの関連性の問題やな」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 余りそやけど関連してへんぞ、今の質問は。一般質問でしたらどうや。今ずっと考えていたら、何か一般質問をされておられるような感じで、どうも。

今、同僚議員が言うているようにポイントを決めて、ずらずらと言うてしもうて最終的に何を聞きたいのかわからへんのや。そこのところをちょっと、大倉議員、あんたはベテランやから。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

だから、今言いましたように、渡している議事録のきつい答弁を求めていたことをどう思うかというのをまず一点。

それと、人口問題と財政事情が今言いました。財政事情も人口問題もこうなっている。それに対して、いこいの館がこれでいいのかどうか。2, 400 万をつぎ込んで、地方交付税もさっき言いましたように 61 万円 1 人頭もらっています。将来的にも、これはだんだん、町民税とか税金がよくなることはないんですよ、人口減少になれば。これは 5 年間だけの数字を私は拾いましたけれども。だから、そういったことを考えて、本当にこの館がこれでいいのかどうかということを質問しているんです。だから、その 2 点を頼みます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員から、私の昔の議員時代の質疑につきましていただきましたけれども、申しわけございませんけれども、まだ目を通しておりません。

それと、先ほども質問していただきました将来の人口、財政事情をどう考えるんやということだと思えます。私は、地方創生の大きな柱として、いこいの館は再生をすべきだと考えております。あそこを外からの人材や外からのお金を稼ぐ施設に再生していくのが、笠置町の大きな再生につながると思いますので、そういう取り組みが逆行しているとは、私は考えておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 議事録を持ってないということ、読んでないということは残念なんですけれども、私もちょっときょうは手元に持って来なかった。持っておられると思って。私が言います。町長は前町長に議員のときに質問されておるんですよ。そのときに、これを通せば町民の方から損害賠償を請求されるかもわからないとか、そういったこと。それは 5, 0 0 0 万のときやったかね。それで、3, 2 0 0 万円を通したのに、なぜすぐにまた 5, 0 0 0 万円を出すんやとか、そういった厳しい質問をされております。

先ほど言いましたように、究極的にはやはり町民の方から損害賠償請求されるもおっしゃっているんです。まさしく私なんかもそうなんです。それだけ真剣に考えて、委員会でも議論をいろいろやっておるんです。本当に真剣に答えてください。そういったことを言われているんですよ。町長、本当に、今、手元に持ってないけれども、趣旨はそういうことなんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回の取り組みに関しまして、もっと真摯に真剣に取り組んでいきなさいということでございます。当然でございます。笠置町のこれからのあり方を問う、いこいの館の再生に関してでございます。それにつきましては、本当に真剣に真摯に取り組んでいかなければならないと考えています。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

最後にもう 1 点確認しておきますけれども、これは一応、指定管理制度、要綱等でいきますと 2 年間という期限を先ほど町長もおっしゃられていますけれども、これを 2 年間やって黒字にならなかった場合はどうするんですか。ちょっと決意を聞かせておいてください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の質問でございますが、2年間やって黒字にならなかった場合はどうするかでございます。

黒字になるように努力はさせていただきますが、期間が2年あるから何とかなるだろうというような気持ちで取り組むと、当然、経営の改善であつたり黒字化というのは恐らく望めないだろうと思っております。したがいまして、2年というような期間ではありますが、1年ごとにしっかりとその成果を検証させていただき、経営改善が見られる兆し、いわゆる伸びしろといったところに重点的に2年次、力を入れていく、そういうような方向で黒字化を目指したいと思っております。

その伸びしろが1年、2年でどうかなるという状況じゃないかもわかりません。その場合、お許しいただければ、あと1年で黒字化が目指せるという具体的なシミュレーションができれば、2年をもう1年ということで、1年1年の見直しの中で黒字化を目指していくということで努力をさせていただきたい。最終的に黒字にならなかった場合に関しましては、そのときに皆様にお諮りをさせていただきたい。そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

そういうことなので、どうするかということをお聞いておるんですよ。また1年延ばさせてもらうとか、そういう決意やったら、もう今、廃止してください。

もう1点、ここで要綱の案も出ている中で、先ほど副町長がおっしゃられたように年度ごとに収支を見て、それで事業計画とか収支計画も出させて、それで判断していくということになっていますけれども、例えば、指定管理料よりも収益が多くなった場合、これは当然、指定管理料を見直していくという趣旨なんでしょう、これは。そういうことなので、ほんまは私は2年とか悠長なこと言っている状態じゃないと思うんですよ、先ほどからいろいろ意見が出ていますけれども。そやから、ほんまにやる決意があるんやったら、1年間で見られると思うんですよ、これは。指定管理者制度を導入して1年間で、例えば今、月に200万程度出ていますかね。これを半減さすとか、それぐらいの実績が出てこなかったら、何年やっても一緒ですよ。先ほどの町長の答弁を聞いていても、またこれが指定管理者に投げるような感じですやん。町の体制は先ほど聞いたけれども、そんな指導していけるような体制やないでしょう、今も。だから、その辺をはっきり決意してもらわんと、これはずるずるいきますよ。

そやから、ほんまは私個人的には、1年間で廃止にするかどうか、今よりも全然が改善がないのやったら、あっさり廃止という方向を立てて、それぐらいの決意でやっていってもらわんと、これは前へいけないと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

言葉が多少足らずで申しわけございません。2年間というか、当然1年1年の見直しをさせていただき、指定管理料が年々下がっていく、最終的には要らなくなるというのが一番理想的な姿です。それをどうするかにつきましては、指定管理者を初年度に選ぶ段階で、真剣に指定管理者と話し合いをさせていただきたい。どうすれば具体的に経営改善ができるのか、どのようにすれば指定管理料を引き下げることができるのか、そういったことを1年目、初年度の段階で、指定管理者と協定を結ぶ前に十分なお話をさせていただき、1年で多少なりとも先ほどおっしゃったように200万円が半減するという効果を出す。そういう決意で臨みたいと思っております。

なお、2年やった後、じゃ、もう1年という言葉に関しましては、少し言葉足らずであったのですが、その指定管理業者が2年で一応終わりですといった段階で、ここの施設は可能性があるので私たちが責任を持ってやりますといったような御意向がある場合には、そういったところに委ねていくという方向でお願いをしたい。その場合、当然、町として一切の応援ができないということが前提となりますけれども、無償貸与であったり、あるいは有償貸与であったり、そういった形で次のステップへ進めるように努力をさせていただき、町も全力でそういう方向へいけるように応援をしていきたいと思っております。

それでも、なお、どないもならないといった場合には、選択肢の一つではございますけれども、用途を変更するということも公の施設の場合には考えられます。現在の用途を変更し、例えば福祉部門を強化するでありますとか、教育部門の中で何かできることはないか、そういう施設の設置目的を変える用途変更といったようなものも考えられますので、そういう選択肢もございます。また、それにもなかなか困難であるといった場合に、究極の選択肢として運営対策委員会、あるいは今、御指摘もあったように最終的に用途廃止といったようなこともあり得るかもわかりません。そのような選択肢を頭の中に描きながら決意をもって、指定管理者に委ねるという言い方は悪いんですけども、指定管理者とともに経営改善に臨みたいという決意であります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「もう一回、すみません」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

最後にもう 1 点ちょっと確認しておきたいんですが、究極は、経営検討委員会の答申にも出ていますけれども、最終的には長期貸し出しをするか売却をするかというやつが第一案になっていたと思うんです。ほんで、今、問題になっている指定管理制度、これはつなぎの制度であるという形で報告されていましたがね。そやから、2 年間というのは一応おっしゃっていますけれども、これはできるだけ早いこと改善できたほうがいいに決まっているんやから、そういう形でやってもらわんとあかんと思う。

それと、副町長は委員会での答弁で、サウンディング方式というのが、今、検討委員会で言われていますけれども、これはどうやってやるんやと。誰がこんなサウンディング方式を使って事業者を探ることができるんや、今の体制の中でできるのかというような心配を私はしておったと思うんです。それで、これは国交省か何かの交付金ももらえることになって、今年度からそれをやっていくという答弁があったと思うんですけれども、その方向性は今どないなっていますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

目指すべき方向性は、議員御指摘のとおりでございます。最終的に民間への長期貸し出しであったり、どないもならないときには廃止という方向を目指す、そのつなぎの指定管理でありますけれども、指定管理といえども力を抜かず、最大限の努力をして経営改善を図っていくという決意でございます。

サウンディングでございますけれども、現在、サウンディングの調査に関しましては国土交通省の事業といたしまして、笠置町における官民連携のモデル事業についてリサーチをするということで、国土交通省のほうから内定をされたというふうに聞いております。ただ、国交省の事業でございますので、笠置町がお金を負担するということとはございません。民間事業者を探し、対話をしていきながら、いこいの館であったり、笠置町の持っているポテンシャルをどのように生かしていけるのかというのを具体的に専門的な民間事業者と話し合いをしていきながら、最終的に民間事業者を誘導していく、そういう作業を本年度から 3 年間、したがって、本年度は年度後半になりますけれども、本年度の後半と来年度、そして、その次の年といったことで、3 年間、そういったサウンディングのリサーチというものをさ

せていただきながら、事業者の意欲といったものを引き出し、いこいの館であったり、あるいは笠置町の持つ、さまざまな資源といったものを活用いただける。そういう具体的な仕組み、あるいは投資といったようなものにつなげていきたいと考えております。

なお、サウンディングの調査に関しましては、京都府と笠置町と、そして国土交通省が共同で作業に取り組みをさせていただきます。国交省のほうで既にそれを担う専門的な業者に關しましても委託をされたと聞いておりますので、その業者との間で話し合いをさせていただきリサーチを進めさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。すみません、何回も。

もう 1 点、今の国交省の関係のサウンディング方式ですけれども、それは今度 4 月からできました未来づくりセンターとはどういう関係を持ってやっていくんですか。未来づくりセンターは、こういう問題についてはノータッチになっているんですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

国土交通省のほうで委託されたシンクタンクといいますか、そういう業者と京都府、笠置町といった枠組みを基本として協議をさせていただきますが、京都府という枠組みの中に、当然、未来づくりセンターの方々にも参画いただこうと、そのように考えております。やはり笠置町というところを拠点としながらも、相楽東部のポテンシャルにどう光を当て、そして、それが笠置町を中心にどう生きていくかというような視点も大変重要でございます。せっかく相楽東部未来づくりセンターができたことでございますので、そういったところの知恵と力をおかりしながら効果が出るように頑張っていきたいと、そのように思っています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

先ほどの答弁を聞いていますと、私が認識しているのと若干違う内容が見受けられると思うんです。そこで、ちょっと確認をしたいんですが、私が認識していますのは、指定管理というのは最大として 2 年だと。その間に完全民営化に移行するために業者を見つけたいというふうに聞いていたわけですけれども、今の答弁内容ですと、2 年間はもう指定管理をやっていくというのが、まるで前提のように聞こえました。私の認識が間違っているのか、2 年は指定管理を必ずやって、それ以降、民営化すると。期限については、これでいいのか。

それから、先ほど指定管理料2,400万円は最大であって、実際はやりとりの中で下げていくというふうに言われましたけれども、それはあくまでやりとりの中で決まることなので、まるで下がるのが前提のように言われていますが、そのような説明で本当にいいのか、不正確なのではないかというふうに感じました。この点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

指定管理、今のところ最大2年間というふうに言うております。同時に、西岡議員から御質問いただきましたサウンディングによります民間の事業者の誘導といいますか、投資意欲に関するリサーチを並行でさせていただきます。もし民間の事業者が大変意欲的で、すぐにもここに関して自分たちが全面的にやらせていただきたいというような御意向があれば、2年を待たずして、そういった方向へ移行するということも可能でございます。できるだけ民間の事業者を幅広く、可能性があるところに対しては意向をお聞きし、さまざまな笠置町のポテンシャルについて知っていただくような機会を設け、できるだけ早く笠置町における民間投資が積極的に展開されるよう頑張っていきたいと思っております。

それから、指定管理料でございますけれども、これも変な言い方なんですけれども、指定管理者の応募要項自体、まだ案でございます。その案をいかようにでも修正できるという言い方は悪いんですけれども、2,400万円という表現が先行すると、やはりいろいろと支障があるということであれば、指定管理料をあえて表現しないというやり方で他の自治体では指定管理者の公募をされておられるところもございます。最終的に事業者との間で指定管理料というものを決定するわけでございますが、目安となる金額は幾らぐらいかというのは内々に決めておく必要がございますので、今、2,400万円というようなことを私のほうで、これが上限ですということを申し上げておりますが、これが非常に大きなハレーションを起こすというようなことであれば、その表現であったり金額であったりに関しましては、今後、やはり実施要綱を定めて世に出す段階において、また検討する余地があるのではないかと、そのように考えております。

あくまで2,400万円を出さなければ業者が来ないということではなく、少ない指定管理料であったとしても意欲のある業者というのは必ず見つけられるだろうと。現に、この間、10社ほど、実際にいこいの館に興味を持っているといったような事業者が来られまして、いろいろな話をさせていただきました。指定管理料に話が及んだ場合に、特にそういう金額に関して、大きな金額を言われる業者さんというのは少数でございましたので、そこらあた

りでどれぐらいが本当に指定管理料として適当なのかどうかは、また皆様方と協議をさせていただいて、その目安となる金額をある程度設定できればなというように思っております。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

期限の 2 年というのは最大ということで、できるだけ早く移行するということで答弁をいただきました。その点は了解をいたしました。

それで、大事な点なんですけれども、先ほど、稼ぐ施設としてやっていきたいと。もちろんそれは最大一番いい理想な形だというふうに自分も思うわけなんですけれども、ところが、20 年、今まで運営してきて、最初の数年は黒字でしたけれども、赤字がずっと続いた状況。これがどうして指定管理者にして民営化を目指せば解決するのかという根拠が全然示されていない。例えば、市場的に非常に難しい状態にあるのか、そうでなくて経営の中身がまずかったから改善すればできるんだというふうな立場に立つとしても、町が経営のプロではないとしても、もう少し具体的な数字も含めた、なぜ成り立ち得るのかという一定の根拠というものが、これまで明確に示されていない。一体どのように考えて、これまでずっと赤字やったのが、十分に今後稼ぐ可能性のある施設だと判断をしているのか。その点をやはり明確にさせていただきたいと思いますので、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

稼ぐ施設として、やはりいこいの館を再生するに当たって、なぜ稼げなかったのかというようなところ、どこに問題点があったのかというところ、それをどう認識していくかということでございます。

先ほど、現在の委託業者でありますコモنز、土埃といった方々と、一定の回数でございますけれども、お話し合いもさせていただきました。共通した認識に関しましては、この部門を改善すれば収益は伸びますといったことを明確に言われておるのが共通認識でございます。また、私自身も、最近でございますけれども、いこいの館に関心のある各事業者様、10 社ほど町に来ていただきまして、いこいの館を実際に見ていただき、いろいろな意見交換をさせていただきましたところ、温泉施設としては一定の評価をいただいております。このままでも十分温泉施設としてはやりようによって利用者はふえるでしょうと。ただ、近傍に大変強い施設といいますか、集客力の高い施設があるので、大幅な増というのは見込めな

いけれども、これまで営業していなかったエリアに対する営業努力等により、一定の入館者の増は見込めるといったような評価もいただいております。

そしてまた、そういった事業者様の共通した経営改善のポイントというものをまさにピンポイントで御指摘いただいているのは、先ほど土埃、コモンズと認識を共有したところと全く一緒でございました。それは、飲食部門をいかに強化できるか、いかに改善できるか、そこが即効性のある収益の増加につながるというお答えをいただいております。ぜひ次の段階では飲食部門を強化するために、物理的環境も含めて改善のポイントとして強化していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

私は、先ほど質問したんですが、有限会社わかさぎの処理について、どうするんやということで、一応、町長であり、また社長である方にお問い合わせしたんですが、返答がありません。どうするんですか。

それと、町長の回答の中で、観光という言葉が発言されました。笠置の観光は、どこを指して言われるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理者制度を適用していく上で、その施設は町の所有でなければなりません。そういうことにおきまして、わかさぎを解体して町の所有にしていく作業が必要でございます。そのために、順次相談をさせていただきながら、わかさぎを解体していく。そのようなつもりでございます。

笠置の観光はどこだとおっしゃられますけれども、観光に来られるニーズの方はいろんな方がおられます。笠置山に行かれる方も、河原に行かれる方も、お寺を訪ねる方も、いろんなニーズを持って来られます。笠置にとって、ここが観光というのは、指定はしばらくのことでありまして、その方がその目的で来られるところが私は観光地だと思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 私は、わかさぎをいつまで続けるのかと。あなたは社長であって町長なんでしょう。指定管理者が終わると、すぐこれは進んでいくのか。閉館するのか、閉めるのか、それをはっきりしてもらいたいんです。あなたは社長であると同時に町長ですから、有限会社わかさぎは、いつの期日をもって会社をなくすのか、それをお聞きしているんです。

それと、観光という言葉の中で、あなたは笠置町のどこを観光としてPRしたいんですか。

客が来たニーズによってという発言ですが、それで本当に今の状態を通るんですか。もっと真剣に具体的に説明してもらいたいんですが、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 有限会社わかさをいつ解体を始めるかという御質問でございますけれども、今、この指定管理者制度が、まだ上程させていただいている状況でございます。これがどのように皆さんに同意をしていただけるのか、そういうことも勘案しながら、有限会社わかさぎの処理については考えていかざるを得ない状況だと考えております。

笠置の観光はどこだと言われることについては、春なら河川敷の桜を案内いたしますし、秋にはもみじ公園のもみじを案内させていただきます。また、歴史的な資源もたくさんございますので、その方が何をもって笠置に来られたかをお聞きして、それならここへ行かればそういうことに出会えますと、そういうふうな案内をさせていただいておりますし、観光というのは、一年中そこと決めるんじゃなくて、季節折々、その人の来られるニーズによって観光地というのは変わっていくものだとは私は理解しております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

今たまたま観光という言葉が出ましたけれども、町長、観光とはどういうことか御存じですか。私も何年か前に京都の観光未来塾に 1 期生として行きました。このことは副町長も御存じです。観光未来塾、ひこにゃんの話とか、それから小布施の話、今、北斎の話とか、いろんなことを聞きました。結局は、究極的に観光に来るということは、物を落としてもらうんですよ、お金を。今、笠置でほかに落としてもらうところはあるんですか。我々の 30 年代、40 年代やったら、あの通りはずっと店屋で、観光に来られた方はみんな、いこいの館はなかったも、年間どれだけの物が売れましたか。今はそういう店もないし、今は外国人とか、大阪とか京都とかいろいろありますけれども、観光と一概に言われるけれども、物を買ってもらわないと、観光というのは、何ぼ桜がどうやとか、もみじがと言うたって、笠置に金が落ちるんですか。ごみとかトイレだけです、落ちるのは。お金を使ってもらわなアカンのですよ。今、外国人もどんどん、笠置にはどうか知りませんが、きょうの新聞でも地価の評価額も出ましたけれども、伏見の稲荷なんかでもやはり大分地価が上がっているみたいですね。あそこは物すごく客が来られております。観光というのは、やはり物を売って何ぼですよ。それでまた町民からは税金をもらうんです。そういった資源が笠置にありますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町に観光にたくさん来ていただいてもお金を落としてもらわなければ何ら意味がない、そのようなお考えには私もある程度同感をいたします。そういう仕組みをつくりたいという思いで、今、地方創生に取り組んでおるわけでございます。拠点整備もそうですし、また駅のテナントの整備をさせていただいたのも、そのとおりでございますし、いこいの館も再生していくよりも外から人材、お金を呼び込んで、経済が笠置で回るような仕組みをつくり上げたい。そういうような思いで今、事業に取り組んでおると。そのように御理解をしていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 答弁が具体的じゃないんですけれども、先ほど来言っているように外国人とか、私も大阪とか京都市内にも行きます。やはり物すごく爆買いですよ。大阪なんかは、もう本当に薬問屋みたいに薬がどんどん流れます、薬屋が。やはり物を買ってもらう、このことをきょうここで言うのはちょっと申しわけないんですけれども、マツヤマ薬局さんもこの通りにおられました。どういうわけか知らんけれども、9月末で閉めるとおっしゃったけれども、また撤回されたそうなんですけれども、商売というのは、やっぱり通りにあって、ちょっと寄ろうかとか、我々も奈良で三条通りであちこちへ行って店をぶらぶらして寄るんですよ。笠置にはそういうところもないんですよ。まず、それじゃ、観光やったらどういうように整備されるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町にお金をどうやって落としていけるか、そういう仕組みをつくっていくかということだと思います。先ほども申しましたように、笠置町には、まちづくり会社というのを設立をいたしました。そういう方々と官民共同して、空き家を借り上げて、またテナントを起こしたり、そういうことも順次やっていきたいと。そのようには考えておりますし、また、さっきも申し上げましたように河川敷、いこいの館、そこら辺でもまた、いこいの館におきましてもマルシェとかイベントとか、そういうものを呼び込んで、お金を落としていただける仕組みをつくり上げていきたいと、そのように考えています。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） ちょっと今の答弁でお聞きしますけれども、町長は河川敷という発言をされましたね。それについてちょっとお尋ねしたいんですが、河川敷は社団法人がやっているんです。その位置づけはどのようになっているんですか。

それと、客数ははるかに河原のほうが多いですよ。先ほど具体的という説明がありましたけれども、あそこの客のほうが人数が非常に多く来ていますよ。そういうものを取り入れるとか、そういう環境は説明がなかったんです。ただ、町長にお聞きしたいのは1つだけです。回答をもらうんですが、この社団法人と契約をされていますね。国土交通省から町が、町が社団法人、その契約はどうなっているんですか。あそこにキャンプ場管理という文句はうたっているんですか。ちょっとお聞きします。ただ、うたっていないのにそういうところの客をどうこうという話じゃないと思うんです。それをちょっとだけ回答してください。

議長（杉岡義信君） 松本議員、大分それてきているんや、こっちへ。余りそれたら、またあんたが気に食わん答弁が出てくるかもわからんので。

ほんで、今の答弁、町長はできるのか。それでもう本筋に戻してください。もう横へ行かんと。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、笠置町と観光笠置が交わしている契約書につきまして、十分周知していないのが事実でございます。申しわけありませんけれども、すぐ精査させていただきます。御報告させていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

議題からそれているということになるんですけれども、町長が答弁された観光という言葉が出たから、私はそういう面から質問させてもらったわけです。ただ、道にはそれてないと私は思います。そして、きょう最初に発言しました。ここは、先ほどと同じことを言うんですが、京都新聞で町長が十二分に説明すると報道されていますね。間違いないですかと私は問いました。しかし、町長の説明よりも副町長の説明が多いんじゃないですか。私は、この点については物すごい遺憾に思うんです。町長みずからこの第26号議案をどうするかということをもっと真剣に考えてもらわないことには、新聞、マスコミをどのように皆さんは思われているか。皆、期待しているんですよ。町長の言われたように、十二分に説明するとなっていますよ。何回も言いますけれども、副町長と町長は違うんですよ。その点をあなたはどのように思っているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私と副町長の間では、こういう質問に関しては私がします、これに関しては副町長がしてくださいと、そのようなすみ分けをさせていただきまして、その質問質問

に順次答えさせていただいています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

それじゃ、最後に観光のこともう 1 点だけお聞きしたいんですけども、町長、例えば
……

議長（杉岡義信君） 違うと言うているやないか。

5 番（大倉 博君） 3 回目や。町長は観光、観光と言われるけれども、それでは我々の旧道、八丁坂なんかは年に何回登られておりますか。八丁坂に登られたことはありますか。現況を見られたことはありますか。イノシシとか、竹がこうなるとか。それと、もう一個、観光のことを言えば、産業会館の横にある東屋を見られたことはありますか。あれが観光の東屋ですか。以前から私もトイレのことを言っていますけれども、飛鳥路のトイレなんかもどないなっているか御存じですか。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） わかりました。以上。

とにかく観光のことが出てましたので、観光の拠点とおっしゃるので、そういった質問をしました。それに今後どうですか、観光のほかにもっと整備することがあるでしょう。いこいもしかりやけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 公園の東屋の屋根の修復につきましては、今回の補正で予算計上させていただいております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） まだちょっと、八丁坂は年に何回登られたかどうかと聞いているのに、その答弁をもらっていない。

議長（杉岡義信君） 八丁坂はまた一般質問でいいさ。町長。

町長（西村典夫君） 八丁坂はことは登っておりません。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終結してもよろしいですか。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

時間もたっていますので、ここで一時休憩をしたらどうですか。提案します。

議長（杉岡義信君） もうなかったら終結をとりたいんやけどな。

ほかにまだありますか。どうですか、皆さん。大倉君。

5 番（大倉 博君） 松本さんが言われたように休憩されたいかがですか。

議長（杉岡義信君） それでは、休憩するという方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。

暫時休憩します。

休 憩 午後 0 時 4 0 分

再 開 午後 1 時 4 5 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 26 号、笠置町いこいの館の設置及び管理に関する条例全部改正の件は、本会期内においての審議が不十分であり、閉会中もなお審議が必要なため、いこいの館運営対策特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議がありますので、挙手によって採決します。

議案第 26 号は、いこいの館運営対策特別委員会に付託することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第 26 号をいこいの館運営対策特別委員会に付託することは可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第 2、議案第 27 号、平成 29 年度笠置町一般会計補正予算（第 2 号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第 27 号、平成 29 年度笠置町一般会計補正予算（第 2 号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額 13 億 9,914 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 2,822 万 2,000 円を増額し、歳入歳出総額を 14 億 2,736 万 6,000 円とするものでございます。

主な内容は、わかさぎ維持管理運営交付金として1,400万円、高度情報ネットワーク機器関連に162万5,000円、お茶の京都博負担金80万円、災害復旧費60万円などを計上しております。

財源といたしましては、基金からの繰入金や国庫及び府支出金、町債などを充当しております。御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第27号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第2号）につきまして、総務財政課からは歳入と総務財政課及び企画観光課所管の歳出について説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

10ページ上段から、9款地方特例交付金、これにつきましては2万4,000円を減額としております。交付額の確定によりまして減額とし、4万8,000円となるものでございます。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の交付見込み額を算定いたしまして5,000万円を増額としております。

13款国庫支出金、国庫補助金は、総額38万1,000円を増額しております。総務費国庫補助金、総務管理費補助金におきましては、番号制度のシステム改修に係る整備補助金として5万7,000円、民生費国庫補助金のうち社会福祉費補助金の27万円は、障害者総合支援事業費補助金、老人福祉費補助金といたしましては、介護保険事業費補助金として計上させていただいております。

14款府支出金、2項府補助金は、合計で87万2,000円を増額としております。

10ページ下段、民生費府補助金におきましては、不妊治療等の給付費に助成するための補助金といたしまして10万円、ページめくっていただきまして、地域包括ケア総合交付金といたしましては52万8,000円を増額させていただいております。

4目の農林水産業費府補助金は、森林整備地域活動支援事業費といたしまして、事業費と事務費を合わせて24万4,000円を増額となっております。

中段、3項委託金、総務費委託金におきましては、統計調査費で交付額の内示があり、2,000円の減額となっております。

16款寄附金の指定寄附金ですが、ふるさと納税で御寄附いただきましたものをこちらに計上させていただいております。99万円の増額で合計100万円としております。

17款繰入金、基金繰入金は、高度情報ネットワークの整備事業に係る事業費に充当するため130万円を繰入金として計上しております。

12ページになりまして、1つ飛ばしまして、ふるさと基金繰入金につきましては、いこいの館の維持管理交付金に充当するため1,400万円を増額しております。上の財政調整基金繰入金に関しましては5,600万円を減額しておりますが、こちらは当初予算で財源不足となっておりますが、交付金、補助金等で内示があったりしておりますので、5,600万円を減額して財源振替をしております。

18款繰越金ですが、90万1,000円減額となっております。先日の議会において28年度決算認定いただいておりますが、繰越金を当初見込んでおりましたものから減額し、これは財源留保としております。減額となっておりますが、総額ではまだ1,000万円近くの繰越金となる予定でございます。

20款の町債は、総額で1,849万7,000円を増額しております。臨時財政対策債につきましては、借入額の確定によりまして、当初より40万3,000円を減額しております。総務債につきましては、当初予算で歳出のほうを計上させていただいておりますが、庁舎の耐震診断業務の委託費に充当するために、緊急防災・減災事業債を640万円、街なみ環境整備事業に充当するために、公共事業等債30万円を増額し、反対に過疎対策事業債につきましては、ソフト事業の精査等により120万円を減額しております。教育債につきましては、笠置小学校の給食室改修、また中学校の校内LAN整備に係る事業に充当するため、過疎対策事業債で100万円、緊急防災・減災事業債につきましては、笠置小学校ののり面改修に充当するため1,180万円を計上しております。最後、災害復旧事業債の60万円につきましては、8月の台風被害の復旧工事に充当するための60万円でございます。以上、歳入のほうになります。

続きまして、13ページからの歳出の説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。共済費につきましては、臨時職員の労災保険に充当分といたしまして2万円を増額しております。

少し飛びますが、13節委託料といたしまして、番号制度の対応計画を策定するために324万円を計上しております。これは、個人情報の取り扱い状況の点検業務を委託するものとしております。また、その下の民事事件解決法律事務委託というものは、土地の賃貸借

をめぐり民事訴訟が起きましたので、それに対応するための費用といたしまして32万4,000円を計上しております。

負担金補助及び交付金のうち、TRY-Xシステム負担金となっておりますが、これは庁舎の基幹業務システムの負担金といたしまして19万6,000円で、介護保険法の制度改革や社会保障と税の番号制度に対応するための負担金となっております。また、マイナンバー負担金につきましては、中間サーバーの利用負担金としての32万6,000円を計上しております。

旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費につきましては、全て減額の補正で計上させていただいております。負担金のほうにJR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会の負担金といたしまして344万9,000円を計上しておりますが、当初予算におきましては旅費以下減額としておる費目それぞれで予算を計上しておりましたが、4月に法定協議会が発足し、そこに対する負担金を支払うという形に変更となりましたので、予算の組み替えを行っております。

続きまして、3目財政管理費につきましては、歳入でも説明させていただきましたふるさと納税として御寄附いただきましたものを積み立てる予算となっております。

5目財産管理費、需用費は、庁舎内の高圧受変電設備内のブレーカーの取りかえ修繕や誘導灯の修繕等を行うために106万7,000円修繕費を計上しております。役務費にいたしましては、庁舎等保険料の不足分4万5,000円の計上となっております。

6目企画費、職員手当101万4,000円と共済費につきましては、嘱託職員の採用をいたしましたので、その者に対する人件費となっております。需用費につきましては、修繕料といたしまして30万円を計上しております。御指摘いただきましたサテライトオフィスや移住・定住プラザなど小修繕に係るものを計上させていただいております。負担金補助及び交付金につきましては1,400万円、有限会社わかさぎの維持管理交付金として計上いたしております。

8目防災諸費につきましては、戸別防災無線の受信機を購入する費用として77万8,000円を計上いたしております。

9目通信施設管理費で、総額162万5,000円の計上をしております。8月に高度情報ネットワークの機器にふぐあいが生じ、住民の皆様には多大な御不便をおかけいたしました。その機器を交換するための備品購入費の97万7,000円と設定のための委託料、それから、その保守費用といたしまして64万8,000円を委託料で計上いたしております。

ページめくっていただきまして、15ページの上段、統計調査員確保対策事業費につきましては、歳入のほうでも言いましたように交付額、委託額が確定いたしましたので、2,000円を減額調整でしております。

続いて、16ページ下段、6款商工費をお願いいたします。

商工費では209万3,000円の総額で増額いたしております。

3目観光費におきましては、11節需用費で観光パンフレット増刷のために増額をさせていただいております。19節負担金補助及び交付金の80万円につきましては、10月に開催されますお茶の京都博の分担金といたしまして増額させていただいたものでございます。

続いて、16ページ下段、最終ですね。4目産業振興会館費につきましては、需用費におきましては、屋根からの水漏りの応急対応と、それから消防設備点検で指摘されました不良箇所の修繕費といたしまして計上させていただいております。備品購入費につきましては、小型の掃除機の購入費として2万4,000円の計上となっております。

最終、17ページをお願いいたします。

9款教育費、教育総務費、補正額はございませんが、歳入のほうで地方債の借り入れ等がございましたので、財源振替を行っております。以上で総務財政課と企画観光課分の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算について御説明申し上げます。

15ページの中段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で74万円の補正を計上しております。内容は、委託料のほうで54万円、障害者支援システムの改修でございます。これはTRY-Xの基幹に入っておりません単独のシステムでございまして、法改正等々の改修費用でございます。

扶助費のほうで20万円、これは町の創生戦略の中にもありました子育て環境の中で、京都府の助成制度等を活用して、この機会に計上させていただいたところでございます。入のほうで、府の補助金のほうで10万円を見ている事業でございます。

それから、4目老人福祉費については53万6,000円の計上でございまして、内容は委託料のほうで52万8,000円、これは総合ケア交付金ということで、来年度4月から本格稼働いたします介護の総合事業に向けた取り組みを充実するものでございます。内容は介護予防サポート養成事業、これは28年度も実施しまして、約16名に講座を受けていた

だいたところですが、本年度におきましても拡充等々計画をするものでございます。それから、相楽東部認知症初期集中支援事業、これも総合メニューの一つでございまして、東部3町で、この認知症初期集中チームを立ち上げます。その試行を29年度でやると。本格稼働は30年4月からというふうなところでの予算でございます。

それから、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目保育園費、合わせて14万8,000円の補正をお願いしております。それぞれ需用費、役務費等分かれておりますが、本年度の消防設備点検によりまして、児童福祉総務費ではスマイルのほう、それから、保育園費は保育所のほうで消火器の入れかえ、それから感知器の取りかえ等々で計上しているところでございます。

それから、16ページに入りまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費30万7,000円を計上しております。この中で、13節委託料につきまして27万4,000円を計上しておるところでございます。これは、定住自立圏、伊賀市、それから南山城村、笠置町が11月をめどに開始を予定しております救急相談ダイヤル24という事業を実施いたします業務負担金でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出につきまして御説明いたします。

16ページをごらんください。

中段、5款農林水産業費、林業費、林業振興費、総額で24万4,000円を計上しております。11節需用費で4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、森林整備地域活動支援交付金の申請事務等の経費に事業費の1.9%が補助対象となりますので、事務消耗品費として4,000円の増額を行っているものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金で24万円の補正をお願いしております。内容につきましては、森林整備地域活動支援交付金の平成29年度森林経営計画の作成促進活動の実施見込み面積等が確定いたしましたので、補正計上するものでございます。なお、歳入でも事務費を含みまして林業費の府補助金として同額の補正を行っております。

次に、17ページをごらんください。

13款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費で60万円の補正をお願いしております。内容につきましては、過日の8月5日から8日にかけての台風5号の豪雨によりまして、有市根台地内の里道路肩のり面の崩壊がありましたので、その復旧工事費として計上するものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君）　1 番、西岡です。

まず、ちょっと確認ですけれども、12 ページ、教育債で緊急防災・減災事業債で 1,180 万円、先ほどの説明で、これは小学校ののり面の工事ということでしたけれども、こののり面工事というのは当初予算で計画されていました。工事は、私は梅雨時期までに早くやってもらうようにということで、連合議会でも言うていましたけれども、そのことですか。これはなぜ補正で上がってきたのか、その理由を説明してください。

議長（杉岡義信君）　総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君）　失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業費といたしましては、連合の当初予算、それから町の当初予算に負担金として計上させていただいておりました。連合でも御指摘いただいた梅雨時期までにということでしたけれども、当初予算成立後、事業の設計等、それから地盤の調査等をされて、まだちょっと事業にはなかなかすぐにできなかったということで聞いております。台風シーズンまでにということでしたけれども、そちらもちょっとずれてきているというふうに聞いております。

今回補正で上げさせていただいたというのは、緊急防災・減災事業債というものが充当できるということになりましたので、財源の振りかえを行わせていただいております。それまでは、ですから一般財源として上げさせていただいていたものだったんですけれども、特定財源として組み替えたというものになっております。事業費全体としては変わっておりません。地方債が充当できるとなりましたので、その財源振替ということでお願いいたします。

議長（杉岡義信君）　坂本君。

6 番（坂本英人君）　6 番、坂本です。

14 ページ、企画費の区分 11 需用費、修繕料 30 万円、この内訳をお聞きしたいんですが。

議長（杉岡義信君）　総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君）　失礼いたします。

企画費の需用費の修繕料 30 万円ですが、先日、議会の総合常任委員会のほうで御指摘いただきました内容、御説明させていただいたと思いますが、その中で、応急の早いうちに対応ができるものということで 30 万円を計上させていただいております。説明させていただいたときにも、業者等のやりとりも必要やということもあり、こちらのほうで簡単に直せる

ものもあるということで、とりあえずという言い方では申しわけないんですけれども、早急に手をつけられるものからと思いまして30万円を計上させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 僕の質問は、どこを直すのかという質問であります。でもって、僕も建設業に携わっていますので、あれなんですけれども、瑕疵担保というものは存在しないんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 申しわけありません。業者等につきましては、先日言っていたかのように、瑕疵担保としてもある可能性もありますので、そこらは調整させてもらって確認させていただきたいと思っております。

建物といたしましては、平成28年度に整備いたしましたサテライトオフィス、それからお試し住宅、それから移住・定住プラザ、ここに係ります小修繕に係るものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

常任のほうでどこがどうだという資料は行政のほうに提出しているので、それに対してどこを直すからこの値段というのが出てきて当たり前かのように思うんです。なぜそれが瑕疵担保以外なのか説明する責任というのが行政にはあるかと思うので、その辺もセットで、なぜ瑕疵担保が適用されないのか、小修繕なのか、また全く違うところを直すのか、全く見えないんです、金額だけでは。だから、その辺の説明はやはり欲しいなと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問、そのとおりで、うちのほうで先日回答させていただいた内容で、例えば施工業者にさせていただける分、それからこちらのほうで単独でしないといけない分という整理が、まだできておりません。この後、見積書なりをとったり、施工業者、それから設計会社等と調整をしながら進めたいと思っておりますので、施工業者のほうでやっていただけるものはそちらにお願いしたいと考えております。

説明がちょっと不足なのかもわかりませんが、できるだけ、建物が建ってまだ半年のことですので、そういうふぐあいについては設計会社、それから施工業者含めて確認させていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 最後です。予算化するのであれば、もうちょっと根拠立てて話をしたいだけのようにすると、議員含め町民にもわかりやすく理解してもらえと思いますので、その辺は努力していただきたい。もう答弁は結構です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

今、坂本議員から質問ありました同じページなんですけど、14 ページ。ここで1,400 万円という金が一応出ているんですけども、この内容をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の質問にお答えをさせていただきます。

1,400 万円に関しましては、有限会社わかさぎに対する経営支援ということでございますけれども、具体的な内容に関しましては、受託をしておりますコモンズという会社に対する、これまでかなり支払いが滞っているということでございまして、いわゆる累積債務がございまして。その累積債務を9 月末をもって解消したいということで、累積債務に係る金額、さらにそれ以外に、支払いが確定しておりますけれども、9 月末までに収入との関係で支払いが不可能になるであろうという金額の合計金額が1,400 万円ということでございまして。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

今、コモンズという形であればあると。赤字で補填せんなんということになっているんですが、私が言うたのは、1,400 万円の内容を教えてくださいということなんです。しかし、この概要だけでは1,400 万にならないと思います。その点、どういう気持ちでお答えされているんですか。私は1,400 万に対しての内容を教えてくださいと言っているんですけども、よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の質問にお答えいたします。十分な答弁ができなくて申しわけございません。

1,400 万円と申しますのは、9 月末をもちまして、いわゆるコモンズ等委託業者との契約が一旦終了するということでございまして、その契約が継続しておれば、その後の収入によって支払いも可能になる金額もあるわけでございますけれども、9 月末でこれまでの契

約業者との委託関係が一旦終了いたしますので、それに伴いまして、9月末で支払いをすべき金額をお支払いする。

なお、それに関しましては、実は収入をもって本来充てるべきでございますけれども、これまでいろいろと御指摘いただいておりますように、収入額をもって支出というものを十分賄える状況ではございません。収入と支出の差額が1,400万円あるということでございます。

内容に関しましては、先ほど申し上げましたコモンズに対するこれまでの累積いたしております債務の金額が合計約868万5,000円ほどございます。その他のコモンズ以外の累積しております債務、つまり請求書をいただいておりますながら、これまでの収入で未払いとなっていた分を9月末でもって清算をさせていただきたい。それに関しましては、電気代、水道代、燃料費、浄化槽のメンテナンス等のお金、合計505万円という金額になっております。

なお、あくまでこれは今後の収入の状況によって、この債務をできるだけ弁済できる努力はさせていただきますけれども、最悪の場合、それらが収入によって賄えないということが大いに考えられると。現状の収入見込みからは、これだけの金額を支払いということで9月末でもって清算することは困難であるということに鑑み、合計1,400万円ということで今回お願いするものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

この1,400万円については、前回のときには700万円ぐらいだったと思うんです。しかし、なぜ9月になって倍になったのか。そこに理解に苦しむところがあります。支払い請求が来ているのに支払えない。そうすると、ほかの業者の契約はどのようになったのか。

それで、8月30日にいただきました資料の中からちょっとお聞きしたいんですが、コモンズにつき20万円立てかえ金、これはどういう金ですか。1カ月で20万円もコモンズに借りる必要があったんですか。そういうところをどう考えられているのか。残り500万円ほどのあれがありますね。その内容は何だったんですか。そういう点が我々には全然わからないんです。早く言うと、有限会社わかさぎよりほかのほうで500万円出ていますね。一応これは予定ですけども、その内容は何だったんですか。もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の質問でございますが、つり銭の20万円、これは毎月の20万円ではございません。お客様から入泉料をいただくときに1,000円をいただき、入泉料が800円であれば200円の現金をお返ししなければならない。実はその業務をコモンズのほうでお願いしております、実際のところ一定額がたまれば現金のやりとりでこれは精算をまいりました。

ただ、9月末の状況で、現金でこの分を清算できるかどうかというのが、実のところ大変厳しいといえますか、見込みが立たない状況であるということでございまして、その分を見越しまして20万円という金額を計上させていただいております。本来であれば、その都度毎月20万円を立てかえてもらっているんじゃないかと、現金のやりとりで精算をさせていただいているというのが現状でございます。9月末で現金精算がなかなかしにくいといえますか、そのときの状況で現金精算として、多分コモンズさんのほうにはお支払いをしなければならないつり銭額があるであろうということを想定して20万円を計上させていただきました。これは毎月そういう金額が発生しているというわけではございません。

それと、その他の累積でございます。これもおっしゃっておられるように、既に請求書をいただきながらお支払いができていないということに関しましては、契約上、大変これも大きな問題であると認識をしております。契約の内容の不履行であったり、さまざまな約定上の問題点も起こっているというのが現状でございます。できる限りそういったところを一つ一つ業者様に説明をさせていただいておりますが、どうしても困難であるという中で、支払いを無理に引き延ばしをお願いしているという状況の中で、9月末をもって清算をさせていただきたいという金額で上げさせていただいております。

具体的には、会計事務所に対する決算書でありますとか会計処理の業務委託料41万円、電気代といたしまして約150万円、水道代といたしまして約200万円、燃料費、これは灯油代でございますけれども、約60万円、浄化槽のメンテナンス、洗浄といたしまして54万、合計約505万円ということで、とりあえずこれだけの金額が支払いできないであろうということで現在残っております。

今後、収入が入りまして、これがどれだけ清算できるかというのは、なかなか見込みとしては厳しいものがございすけれども、残りの期間内におきまして収入を上げ、そして支出の金額が極力減るように努力させていただきますけれども、見込みといたしまして、残念ながら今後の収入見込みがそれほど大幅に見込めないというような状況の中で、今申し上げました合計額といたしまして約1,400万円、詳しくは1,353万1,280円ござい

ますけれども、約1,400万円補正で計上をお願いしているというのが内容でございます。
以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の件ですけれども、二、三お聞きします。

昨年12月に1,099万4,000円が基金から組み入れられました。今回、まだ1年もたたないのに1,400万円、都合これで2,500万ぐらいになる。これは9月までですから、10、11、12か、まだあるから、もっとになるかもわかりません。今、松本議員の答弁でいろいろ言っておられましたが、端的に何で1年もたたないのにまた1,400万円、年間で2,500万円、今のところ、なぜこのような状態になったのか。

そして、この基金というのは、前から言っていますように館の改修とかそういったものに使える基金です。私は当時、自治振興会に行って、こういう光熱水費とかそんなところに使うものと違うと、これはどこで聞いたかって一緒ですよ。基金というのは、館とか悪くなったところを直す基金であって、人件費とか光熱水費に使う基金じゃないんです。これは本来、違反というか、そういう形に、以前から言っております。

だから、1年もたたないのに、松本議員のときに答弁されましたけれども、なぜ今このような状態になったのか、もう一遍端的に答弁願います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

9月の末でもって一旦契約関係が解消するに伴い清算を要するということでございまして、この時点での累積債務の合計額が1,400万円生じているということでございます。これが、例えば年度の末まで実は契約が継続していた場合に、収入の増加によって、この金額が多少減になる可能性もなきにしもあらずでございますけれども、体質的に赤字が発生しているということに関しましては変わりはありません。

この原因は、とりもなおさず入館者数が伸びなかったということでございまして、コストといえますか、固定費は、実は入館者がふえようが減ろうがそれほど変わらないというのが現状でございます。それはもう会社経営等を御存じの方は常識だと思うんですけれども、コストが変わらないというところで、収入が減れば当然収支に差が出てきて赤字になるということでございます。その収入を上げる努力というのが、やはり不足をしていたということが基本的に挙げられるんじゃないかと思っております。ほかに、例えば天候が悪かったから客

足が伸びなかったとか、いろいろ言いわけをしようと思ったらできるんですけれども、そういう言いわけじゃなくて、根本的に赤字体質にメスを入れ、収入を増加させるという基本的な努力が足らなかったというのが全ての原因であります。

なお、コスト削減に関しましても、このコストが本当に必要であったかどうかに関しましては、やはり次の展開を行うときには十分精査をするということで臨みたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

昨年 12 月の議会で、西議員がこういった 1, 099 万円のときの質問に対して、町長は、毎月毎月の運営につきましては、交付金をいただかなくても運営をやっているように、これから必死で取り組んでいくと答弁されました。

去年 12 月から今まで、まだ 1 年たっていないんですよ。それで 1, 400 万円。どのように必死に取り組んで 1, 400 万円も赤字になっているんですか。どのように必死に取り組まれたんですか。何に取り組まれたんですか。どうぞ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回、わかさぎ維持管理交付金に 1, 400 万円もの大金をお願いすることに至りまして、本当に町民の皆様方に深くおわびを申し上げたいと思います。

去年の 12 月に西議員に、交付金をいただかなくてもやっている、そのような思いの発言をいたささせていただきました。私は町長にならせていただいて 6 カ月目に更新の時期を迎えました。それまで本当に深くまでメスを入れられたかということにつきましては、それは不十分だったと思っております。大きな修理を行わなければ大体とんとんでいけるだろうとも聞いておりました。

そういう中で、料理部門におきましては、料理長を置いていただき、右肩上がりに上がっていくだろうという予測もいたしました。また、コモンズさんとの契約におきましては、入館者に応じて委託料を変えていただく取り組みをいただきまして、そういうことを鑑みまして、何とかやっていけるだろうという思いを持ったわけでございますが、実際、スタートいたしますとこのような結果になったことをすごく悪く思っていますので、町民の皆さんに対して本当に申しわけなく思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

やはりこれから必死で取り組んでいくという答弁がないんですよ。必死で取り組んでいくということは、どういうことやったんですか。

例えば、私やったら、職員の方と月に一遍は懇親会を持って、いこいの館に行くとか、今までやられたことはありますか。そういったこと、ほかにもあるんですよ。夏になれば、例えば外でテント張ってビアガーデンをやるとか、そういうこともできるでしょう。

必死になっているというのは、もうけるということは、本当に商売というのはね。だから個人でやっていたらほんまに必死なんですよ。人の金やからこういったことをできると思うんですよ。だから本当に必死にならなあきませんよ。

今、端的にちょっとこんな細かいことを言いましたけれども、本当に必死にやられたことは何ですか。何もないんでしょう。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 必死にやったことはまるっきりなかったじゃないか、そういう御指摘でございます。私は、わかさぎ応援団というのをつくらせていただいております。その方々に木の伐採や草の手入れなどをしていただいております。玄関に置きます大きな木が暗くなっている原因になっておりましたので、皆さんに無理を言って、あの大きな木を5本ほど切っていただきました。

そういうことにも取り組んでいただいておりますし、一人でも入館者の方をふやしたいという思いで、風呂の日を設定したり、またホットサロンを設置していただいたり、おたっしゃくらぶをあそこでやっていただいたり、そういうふうな取り組みもやってきたわけでございます。一人でも多くの入館者を迎えたい、そういう思いでやってこさせていただきました。けれども、こういう結果については、本当におわびを申し上げたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

ちょっといこいの話からはそれですけども、16 ページの先ほどちょっと説明がありました救急相談ダイヤル24、これは前の説明では10月1日からとおっしゃっていたのと違いましたんかな。11月1日ですか。

これは、伊賀市との定住自立圏の関係でやられる事業ですけども、これが10月1日からやったら、町民へのPRの徹底、周知、その辺はどのように考えておられるのか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

健康相談ダイヤル24ということで、西岡議員の御質問のお答えを兼ねまして少々説明をさせていただきます。

実施時期につきましては、広報時期あるいは伊賀市との委託契約等々ありますので、実質的には11月1日とはちょっとお約束できないんですけれども、11月中には業務開始というふうな形を今想定してございます。

内容につきましては、本当に救急以外の健康に関する相談のフリーダイヤル、一般電話ということで、健康づくり、健康管理、それから救急以外の自分の体の症状と対処、それから精神的なメンタルヘルス、医者にかかるまでもないねんけれどもちょっと心配な点、妊娠・出産・育児、家庭内介護とか、そういうふうな相談をお受けできるような体制を既に専門職を置いた形で伊賀市が運営されております。そのサービスを当笠置町においても提供を受けるというふうなサービスでございます。

詳しくは、重々住民周知の上、実施してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

10ページの歳入として地方交付税5,000万円とありますけれども、これでトータル今年度7億1,000万円ですけれども、今後、普通交付税がまたあるのかどうかは知りませんが、このままでいけば財政の硬直化がますます進むんじゃないかと思うんです。

先ほど来言っておりますように27年度、28年度は7億9,000万の交付税ですね。それ以前は大体7億1,000万円、だからそこにまた戻るんです。そうすると実質公債費比率なんかも上がってくるわけです。そして、将来負担比率も上がってきます。

そして、なぜ財政硬直化かといいますと、今年度は、例えば副町長の採用、職員2名の採用、小学生の給食費、修学旅行費、それで今回補正予算で相楽東部広域バス予算、これが三百何万円、これをトータルしたら、大分の予算になって実質公債費比率が上がってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺、今後あるかどうかわかりませんが、交付税の関係と実質公債費比率が上がる、財政硬直化の件の2点を答弁願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方交付税につきましては、現段階での算定基準で積算しております。特別交付税は別途

になっておりますが、普通交付税といたしましては、これぐらいの金額になる見込みでございます。

実質公債費比率なり財政の硬直化のことを言っていました。一般質問でも出している内容かと思いますが、昨年来、地方創生も含めまして事業を多くしております。笠置町にとって、過疎債というものは交付税でも戻って来たりしますので、有利ですので、ほとんどそれで借りてはおりますが、今回上げさせていただいているような交付税への算定が低い地方債もございます。これから上がっていく可能性は、ほぼあるだろうとは思いますが、将来にわたって負担の起こらないような有利な地方債を借り入れるとか、今現在持っているものも借りかえるなど、そういう形でできるだけ財政負担を少なくするような方策で進みたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君） 来年度のことを言ったらあれなんですけれども、要望とすると、来年度の予算は、今から要望しておきますが、めり張りのある予算編成をお願いしたい。前例踏襲することなく、町民の方々が何を求め、何をすべきかよく考えて予算編成していただくよう今から要望しておきます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

先ほどのわかさぎの維持管理交付金なんですけれども、この1, 400万円の中にマイクロバスの契約にかかわる費用が含まれておったと思いますけれども、前に説明を受けた契約がどうしても余りよくわからないというか、腑に落ちないので、再度ちょっと説明願いたい。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の質問にお答えをさせていただきます。

マイクロバスにつきましては、現在、わかさぎ温泉いこいの館、つまり有限会社わかさぎとしてバスを所有しているわけではございません。現在、自由に運行できるバスがないということで、一旦コモンズのほうにバスを、これは中古車として買っていました。

その中古車で買っていたバスにつきまして、月々の分割でこれをお支払いして、あと16回分、合計80万円少しが残っているということでございまして、バスを買っていた金額を全てお返しすることによりまして、このバスについては有限会社わかさぎの所有ということになります。これにつきましては、先方とお約束をさせていただいている内容でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 僕の記憶が確かならば、前回の委託先ともそういう契約がなされていて、バスが残っていないという事実があったかと思うんですけれども、なぜその事実があるのにまた同じような内容で契約がされているのか。昔も、所有がわかさぎだったのか、笠置町だったのか、僕はそこまで確認をとれていませんけれども、バスが1台あって、それがかしばのほうに払い下げられたのか何をされたのかわかりません。

その事実が一つあるのと、もしこの車が80万円だったとしましょう。その辺の確認とかはとれているんですか。ほんまは50万円の車を百うん万円で売られているのかもしれないとか、そういうことまで思わざるを得ないですよ。中古車の価値は誰が決めたのか。

前の町長のときの契約やという話やっとな、この間、説明があったと思うんですけれども、その辺もちゃんと精査されて、この契約書を引き継がれたのか。どうなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 前回のかしばさんがおられたときのバスが町からなくなったということにつきまして、ちょっと私は存じ上げておりません。その辺については、また調べたいと思っております。

今回のマイクロバスにつきましては、前課長のほうから大体170万円ぐらいのバスをコモンズさんが買っていて、それを月々5万円返していくという契約になっているということで聞いております。当初は百七十何万のバスを買ったということで、課長から聞いております。後の残りが80万円ということで理解をしております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、必死に改善、改革、革命を起こすような意志が伝わってこないというのが率直な感想といたしますか、前者がこうやったから私もこうやみたい流れでしか聞けない。過去の話をするのは余り僕も好きではありませんけれども、それを踏まえた上でこうなっているという事実。それで、御自身も議員であられた過去がありながら、その事実を知らない。その辺は、限りなく解像度が悪い、透明度が悪いように思います。

何の答弁を求めるところも難しいような議論になってくるので、一方的な僕の意見でしかないのかもしれませんが、やっぱりどこを切っても金太郎飴のように納得がいかないわけですよ。先ほど付託された内容でもそうですけれども、いかにせん明るい未来が見えにくいわけですよ、このままだと。1,400万円の使い道も不透明なように聞こえる。

過去の経過もわからない。じゃ、どこを向いて、いこいの経営を健全化させられるおつもりだったのか。

いろんな取り組みはしたけれども、でも後半部分はできていませんと、先ほどの条例案のときはおっしゃった。でも、精いっぱいやったと。全く話の出口が見えないんですよ。つながらない。こっちでは一生懸命やりました。でも、こっちは手を抜きました。確かに町長、同じ人間が発言されているんですよ。しかも、町長であり、わかさぎの社長である。すごい絶妙な、嫌なバランスやとは思いますが、それを承知でその立場になられた。

その執行権者としての責任がどこで見えるのか。わかさぎの社長として見える部分が少ない。町長として見える部分が少ない。じゃ、何を議論の場に上げればいいのか。正直、先ほどの回答でも僕は迷います。町長に何を聞けばいいのか。副町長に聞けばいいのか、担当課長に聞けばいいのか。何がどうなったら、本当にあの新聞に書いてあるように議員だけでなく町民が納得できる説明、それをどういうふうに用意されてきたのか全く見当たらない。その辺をどう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私のいこいの館に対する説明が、しっかりすると言いながらも十分ではないということだと私は思っております。

私も私なりに、いこいの館の現状だとか仕組みだとか、いろんな勉強をさせていただいてまいりました。その中で、私の知っている範囲での答弁は一生懸命させていただいたと、そのように捉まえております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

今、マイクロバスの件が少し出ました。前回の話というのは、記憶では、わかさぎのほうからかしばさんのほうに譲渡をしたということになっていたと思います。それで、かしばさんとの契約が切れたときに町は返却を求めたところ、しかし譲渡ということになっていましたので、そのままかしばさんのほうが持っていたという形になったんじゃないかと記憶しているわけです。それは前回のことなんですが、今回、コモنزさんが購入して、そのバスをわかさぎが借りるという形で、借り賃として支払いをして、全部の支払いが終わったら所有権が移るということになっていますが、やはりこれは相当不自然な状態ではないかというふうに感じるわけです。

要するに、お金を払っているにもかかわらず、所有権は払い終わるまではコモنزが持つ

ていると。わかさが中古のバスを直接買って、毎月月賦の形で支払えば、所有権はわかさが持つ状態になるわけですね。本来はそうあるべきであって、こんな不自然な契約をしているというのは問題ではないかというふうに感じるわけです。それは前町長時代の契約ですから、契約は守らないといけないというところで、今すぐの変更ということはできないということは理解できますけれども、今後、こういう形のことは好ましくないと思いますので、こうした不自然な形じゃなく、もっと自然な形での契約をしていくということをやっぱり意識的に持っていただきたいと思うわけです。その点について、認識を今後どういうふうにしていくのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） こういう契約をするに当たりまして、また特別委員会などに、こういう契約をしていきたいということは都度都度御相談を申し上げまして、契約を交わしていきたい。そのような取り組みをしなければならないと感じております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

13 ページの JR 関西沿線地域交通云々とかいう 344 万 9,000 円。こういったパンフレットが、10 月 2 日から運行するというのが、たしか 8 月末に配られたと思うんですけども、これを今、今議会で提案され、審議されているという。なぜこんなパンフレットを先に配られるんですか。これがもし否決されたらどうされるんですか。これは議会をどう思っておられるのか、私はもう不思議でしょうがないんですよ。

もう 3 点しかないから、それと、これの 3 カ町村の分担金はどうなっているか。

そして、これは 10 月から半年で 344 万円ですけども、例えば来年の 4 月になれば、1 年になれば、この倍の 688 万円とかになる予定なんですか。その辺はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

この相楽東部広域バスにつきましては、当初予算で事業費は組ませていただいております。負担金に組み替えるのが今回になったということで、仮にこれが否決された場合は、需用費等事業費の中から流用するなりという対応になるのかと思っております。事業につきましては、当初予算の中で認めていただいたものとして、3 町村、京都府も交えて進んでいると理解しております。

それから、この広報につきましても、9月の広報でお知らせしております。今も説明させていただきましてとおり、当初予算の中で、もう事業費として組まれておりましたので、広報するのは適当なのではないかと思っております。

それから、分担金につきましては、3町村、和束町、それから南山城村、笠置町、ここで分担金割合が決まっております。月ヶ瀬口から加茂駅まで22.3キロメートルの実測、これを距離案分いたしまして分担金が決まっております。ただ、この分担金につきましては、笠置町といたしましては、大体22.3を8.95という割合で割り返した金額となっているようです。

それから、30年度以降ですけれども、今、半年間で300万円の計上をさせていただいております。30年度以降、この実施形態をもってするのかというところもありますので、それは、この10月以降の運行等を見て、単純にそれが倍になっていくものなのか、そこらはまだ精査した中でということになると思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、これまでにたしか冬とかに試験実施をやられたと思うんですけれども、その試験実施の結果なんかもどうなっているんですか。

そして、本来なら、私が前から言っているように、これは関西線の活性化が求められるのと違うかと。例えば70歳以上の方が今優待されていますけれども、これをむしろ65歳以上にされるとか、関西線を一人でも多くの方に乗ってもらいたいために、関西線の存続が求められると以前から言っております。住民の方が、このパンフレットを見て、本当に関西線の存続を心配されて電話をされてきました。

今後、関西線の存続のために、それは関西線電化推進委員会とかいろいろありますけれども、例えば、この関西線は笠置町だけでなく奈良市の方も今までよく利用されています。今でも、柳生、広岡、狭川、須川、阪原、今言いました人口も笠置町と同じ、前に調べたら大体1,400人ぐらいですよ。いまだにやっぱり通勤とか通学で乗っておられます。大分減ってはいると思うんですけれども。

だから、この方たちにも、やはりもっと周知してもらおうとか、そういう方法。例えば、この方たちに、いこいの館の駐車場を有料か無料かにして使ってもらおうとか、もっと関西線を有効活用してもらえるように、私はそういうことを。いこいの館の駐車場とかを有料無料は別にして利用してもらおうという案はいかがですか。

そうて、また電化促進委員会などにも奈良市の方、今言いましたように大体1,400人ぐらいの方がここに住んでおられます。電化促進委員会にも府県を超えて、三重県もありますけれども、入ってもらったらいかがですか。そしたら奈良市の方からもいろんな意見が出るかもわかりません。その辺はどうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今回のこの事業を実施いたすのは、J R 関西本線加茂以東の沿線地域公共交通活性化協議会という団体となっております。これの構成団体といたしましては、京都府、それから笠置、南山城村、和束町、それから交通事業者といたしましては、J R 西日本さんの近畿総括本部大阪支社の方も入っていただいております。J R の利用促進もそうですけれども、この事業、広域バスを運行することにつきましては、この活性化協議会で協議された中で出てきているということです、J R の方もこの事業については御理解いただいているんだと思っております。

それから、奈良地域の方につきましてはの利用ですけれども、これは町単独でということではございませんので、先ほどの関西線利用促進同盟等も笠置町だけで入ってくださいというわけにはいきませんので、今回の活性化協議会もそうですけれども、利用促進協議会等、そこでの議題になるかと思っております。

広報につきましても、奈良市向きに奈良県の住民の方に広報ということも、ここの協議会でどのようにされるかということも協議していただかないといけないと思っておりますので、それは持ち帰りの課題というか、御報告とさせていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

やはり笠置町だけじゃなしに、今言いました方たちにも、やっぱり1,400、昔は笠置町にも買い物とかによく来ていただきました。だから、そういった方たちのためにも、やっぱり関西線は存続意義があるんですよ。ましてや、我々は本当にこれがなくなればどうなるのかと心配しておるんですけれども、例えば草津線というか、柘植まで電化になってあります。柘植から亀山とか向こうは電化になって、だから柘植からこちらはもう廃止になるんじゃないかと、やはりそういったことを心配されている方もあるんですよ、町内の人にも。

これが廃線になれば、笠置町なんて観光どころか、本当に笠置町が消滅ですよ。だから、そのためにも、ぜひとも存続のために努力を、電化よりも存続の委員会を開くためにも、今

言いました奈良市の方たちともできれば協議していただきたいと思います。

それで、もう一つ。この事業を何で実施されるのか。笠置町には福祉バスというのがありますね。この福祉バスのあり方も本当に考えなければならないのと違いますか。福祉バスも毎日動いていますけれども、ほとんど乗っておられません。こういったバスがあれば、福祉バスのあり方というのもどうなんですか。その辺はどうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般質問のほうでも、大倉議員さんもそうですし、議員さんの中からも、この広域バス、それから循環バスのことについて御質問いただいております。

今回の広域バスにつきましては、ＪＲの運行の時間のすき間を埋めるための運行というふうになっております。笠置町の循環バスだけの時刻に合わせるというのは、やっぱり月ヶ瀬口から加茂駅まで運行しますことから、現時点ではなかなか厳しいものはあるかと思います。

ただ、今後、循環バスが本格化といいますか、この運行が試験運行だけでなく通常運行になるようでしたら、循環バスも運行時刻の見直し等が必要になってくるかと思います。

それから、先ほど御質問いただいていた、お答えできなかった分ですけれども、平成２８年度に、この広域バス、試験運行を２回させていただきました。１月にしたときは無料で、乗車はかなりあったように聞いております。ただ、２回目の有料運行となったときには、乗客の方は減ったというか、本数割りといいますか、それが１人いかなかった。０．９人ぐらいの乗車やというふうに聞いております。それは、笠置町だけではなく、運行の本数と月ヶ瀬口から加茂駅までの乗車人数等で割り返したもので、笠置町から全く乗られていないということではないとは思いますが、ただ、その人数、笠置町からは何人乗られたというふうな細かい集計までは出ておりませんでした。以上となります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

１番（西岡良祐君） １番、西岡です。

いこいに関する累積債務の件について確認いたします。

先ほど説明があったように、コモンズに対する債務はここに書いてあるとおわかりなんですけれども、先ほどから問題になっている有限会社わかさぎの累積債務ということで、コモンズ以外のもの５０５万６，９１６円ですか、これの細目というか、これの内訳表はありますか。あったら、それをもらいたい。

というのは、先ほど大倉議員のほうからも出ていましたけれども、去年の１２月に一応一千何がしかの交付金を出して、そのときの債務というのは全部それで支払いできるということで、あれを出したんですよ。

それから後、以降どうやっていくのかということで、先ほども出ていましたけれども、町長は赤字にならないような運営をやっていきますというようなことを約束されて、ほんで出したわけです。

この５００万円というのは、いつに発生したのですか。毎月収支報告というのを特別委員会のほうへもらっておったけれども、何か途中から出てこないようになって、どうなっておるねん、どうなっておるねんということで言うたら、この間、この３カ月分の貸借対照表を出してこられたけれども、この中に未払い金とか計上されていますけれども、その中のものの何ですか。これの細目をはっきりしてもらわんと、７月のときは８００万ほどの債務ということでおっしゃっていたのが、８月末で１，４００万円にもなって、ほんで補正で上がってきていると。ちょっと町民にも説明できませんよ、これやったら。これはどういう形になっているんですか。細目はあるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

有限会社わかさぎの累積債務の発生の時期でございますけれども、これは、比較的最近といたしますか、７月あるいは８月に発生したものが大半でございます。

内容的には、会計事務所に対します決算業務の委託料４１万円、電気代といたしまして１５０万円、水道代といたしまして２００万円、燃料費、これは灯油代でございますけれども、６０万円、浄化槽等の清掃費、メンテナンス５４万円、合計約５０５万円というふうになっております。

これらに関しましては、本来であれば、９月末以降の収入その他でもって清算ができるといたしますか、ある程度の支払いは可能になっていくものでございますけれども、年度途中の清算をする関係で、どうしてもこの時期に支払わなければならない。それに対して財源が不足しているということでお願いをしている分でございます。

本来、請求書をいただき、すぐにとということで処理すべきでございますけれども、その時点でなかなか支払えなかった分を、従来もそうでしたけれども、繰り延べさせていただき、後日支払いということで了解を得ていた分でございますけれども、その後日支払いまでの間に、実は精算の時期が来て、支払いができない状況になる。それに対する合計金額がコモン

ズ以外で505万6,916円発生しているということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと待ってほしいわ。電気代とか水道代とか、それは1カ月おくれか何かで払ってきたんでしょ。それは8月やったら8月に、いこいの館は開いているねんから、収入はあったわけでしょう。何でそれが丸々払えないんですか。それが何で丸々債務になっていくんですか。これは7、8の2カ月ぐらいで500万円ということになっておるんじゃないんですか。これは今、指定管理やっていくとか言うているけれども、そんなんもう私らは信用できませんやん。

これをまた今、議会に付託されましたけれども、これはいつになったら消えるの。このまま運用していくんでしょ。9月末で切れるけれども、次の手は打たれているんですか、今。毎月またこういうことで出てくるんじゃないんですか。それをどういうふう to 処理しよう to されているんですか、これは。ちょっとその辺の考え方を答えてください。こんなん賛成もできひんやん、これやったら。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、発生した電気代や水道代に関しましては、本来すぐにお支払いをするということが、もう本当にルールでございます。ただ、残念ながら、その支払いに充てるべき収入が、十分な額がなかったということで、現在のところ未払いとなっている金額ということでございます。

ただ、電気事業者のほうからは期限を切られておりますので、早急にお支払いをしなければならぬというような現状でございますけれども、当方の事情としてこういうことでございますというふうに、御理解はいただけませんが、説明をさせていただいております。

水道代に関しましても、これは町の水道代でございまして、200万円という大きな金額が実はたまっておるというふうな現状でございます。これもお支払いをしなければなりませんが、残念ながら支払いに充当する収入が現在のところないというのが現状でございます。

そういったところで、非常に甘い経営と言われても仕方がありません。支払いができないという状況が現在起こっていること自体、現時点において大変問題であると認識をしております。

では、これが次の10月1日以降、改善できるのかどうかというふうなところの御質問で

ございますけれども、つなぎ営業でということで、前回も御説明を委員会のほうでさせていただきました。漫然とこれまでの業者の方に引き続いてお願いいたしますということを申し上げるわけにはいきませんので、改めて業者の方々に対しては契約の見直し、内容の見直し等をさせていただきながら、次の運営に関しましては、経営改善の道あるいは経営改善のポイントといったものを十分に踏まえた運営ができるように留意してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

7 月、8 月の入館者数は幾らであったか、ちょっと確認できていませんけれども、ということは入館者数もすごく減ってきているのかな、これが払えへんということは。

それと、あと、これをつなぎ営業でやっていくということですが、今、9 月末で契約が切れますね。その次、どうするのかというのは、もう描いておられるんですか。これを付託されたけれども、すぐ結論は出えへんと思いますよ。

しかし、つなぎ営業をやったって、毎月こうやって出てきておったら、その間は何をやっているのかということになるから。つなぎ営業をちょっとでも改善できていくような方策を考えておられるのか。ちょっとその辺についてお話してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

入館者数に関しまして、7 月、8 月の夏場の入館者数は、残念ながら対前年度比に関しましては落ちております。入館者数は伸びておりません。これが現状でございます。

原因はいろいろあると思うんですけれども、十分な分析はできておりません。ただ、笠置町全体への入り込みの方の数も減っているというようなことが言われておりますので、いろいろと原因、気候の問題、気温の問題その他があるのではないかと考えておりますが、現にいこいの館に関しましては昨年度対比落ちているのが現状でございます。

それから、つなぎ営業に関しましては、従来の契約条件をもう一旦リセットさせていただきます。基本的に赤字の原因になっていると思われる委託料の価格、委託料の設定の仕方に関しまして、一旦リセットをさせていただき、事業者のほうに、収入を基本としながら支出が賄えるようにシミュレーションしていただき、経営をしていただきたいというお願いをさせていただきます。

基本的に、それらに関しましては、当然、いこいの館、わかさがが契約を行うわけでござ

いますが、やはり新たな事業者の誘導も含めて、公募、いわゆる提案をいただくということで、広く事業者を募りたいというふうに考えております。

そういう競争関係の中で、やはり現実的に少ない負担、事業者自身が収益を確保するという努力をしていただけたところに委ねていこうと思っております、実は一回、指定管理者のほうに、前回特別委員会のほうで提示いたしました留意事項でありますとか、あるいは指定管理者の要綱に書いてあったような私どものほうが事業者に期待すること、事業者に具体的にこういうようなことをやっていただきたいというようなことを次のつなぎ営業の委託をしていただく方々にはお願いし、具体的な方策、解決策をいただいて、いただいた解決策が本当にできるのかどうかということを確認させていただいた上で、業者のほうに委託をさせていただきたいと思っております。

その場合に、本当に収入でもって支出が賄えるのかどうかに関しましては、シミュレーションをした段階でないとわかりませんが、少なくとも現在の赤字の体質を脱却できる筋道は立てたいと。飲食部門、温浴部門、そして、わかさぎという3元になっているようなところを一体化できるような運営で、人のオペレーションに関しましてもコストがかからない効率のよいやり方をやっていただくなど、改善の余地というのはたくさんございます。それらを本当に具体的に一つ一つ今回は潰していかないと、仮に指定管理に移行するにしても、そういうつなぎの段階で豊満な経営が続けば、指定管理になったとしても意識が変わるわけではございません。その意識を変えるためにも、つなぎ営業の段階から、私どものほうの役場の中の意識改革も含め、いこいの館に対する指導、支援といったものをより具体的に行動としてさせていただきたいと考えております。

方策というふうに言えるかどうかわかりませんが、チェンジをさせていただきたい。そこからスタートできるんだろうというふうに考えておりますので、御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） この際10分間休憩します。

休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時30分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

16ページの産業会館の修繕費、先ほど提案を受けたときに説明を受けたんですけれども、

ちょっと聞き漏らしたので、もう一度どこを修繕されるのか教えていただけますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

産業振興会館の修繕費につきましては、消防設備点検におきまして指摘されました不良箇所の修繕、それから産業振興会館屋根からの雨漏りの応急対応、それからブロワの換気扇の交換等で計上させていただいております。

すみません、換気扇につきましては、消耗品で計上させていただいておりますので、修繕費につきましては、消防の設備点検の不良箇所と応急対応となっております。

屋根のことですので、今回は応急対応、それから当初予算に向けまして見積もり等をとった上で計上させていただきたいと、内部で調整させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） どうもありがとうございました。

前回のところで雨漏りという質問をされた方がありますがけれども、その応急対応ということで、今おっしゃったように、来年度予算で全体をやれるということだと思えるんですけども、笠置会館も、この前、久しぶりに通ったら、外観上ですね、中は見ていませんけれども、きれいになっていますね、耐震で。あれは4, 0 0 0 万円か5, 0 0 0 万円かちょっと忘れましたがけれども。

産業会館もやはり観光の拠点の一つ、笠置の駅をおりられたらすぐに目立つんですよ、陸橋から見たら。この前、望遠で写真を撮ったら、やっぱりひどいものですよ。望遠で撮った写真を見れば。

だから、そういったことで、今おっしゃったように何か見積もりをやっているような話も若干うわさで聞いております。だから早急に。これは本当に、前から言いましたように、30年になっているので。できたら内装とか外装も全部含めて笠置会館みたいにきれいに。中は知りませんが、笠置会館。やはり笠置の一番目立つところなんですよ、みんながおりられたら。だから、そういったところもぜひとも直していただければ、予算編成してもらえたら、ありがたいなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御指摘ですがけれども、町といたしましても公共施設の長寿命化等も検討していかないといけませんので、おっ

しゃったように30年をもうそろそろ経過する時期でございます。確かに、改正があつてからの建物ですので、耐震に対しては大丈夫かと思ひますけれども、老朽とまではいかなくても、何せ30年経過した建物ですので、今後、ほかの施設も含めまして、長寿命化の計画なり公共施設の管理計画等を用ひまして対応が必要なのかなと思ひます。

ただ、もちろん町単費でできる事業ではございませんので、補助金、それから先ほどの緊急防災等の起債借り入れ等もございますので、そこらは検討した中でさせていただきたいと思ひます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

わかさぎの交付金にまたちょっと戻らせてもらうんですけれども、先ほど大倉議員が言われたとおり、僕も去年の末に町長に対して質問したんです。赤字を出さないようにすると言われたんですけれども、簡単でいいので、どういうことを必死で頑張らしたのか、項目で羅列でもいいので答えてほしいのと、あと、委員会でも、委員会のたびにコモンズとは信頼関係にあると言われていたんですけれども、いざ契約終了するという時期になったときに、当時ああいう張り紙をされて、お客さんがかなり一気に減ったと聞いています。それでほんまに信頼関係があったかどうかというのもお聞きしたいです。

それと、町長に就任されて、月1回懇談会を持っておられると言っておられましたけれども、実際には持っておられませんでしたね。就任以来、実際に何回懇談会を持たしたか、その回数もお聞かせ願えればと思ひます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 去年の12月議会におきまして西議員から質問をいただきまして、これからのわかさぎ運営につきましては赤字を出さない、そのようなことを発言いたしました。先ほども申しましたように、契約の中におきまして、土埃さんには料理長を置いていただき、飲食部門は右肩上がりに上がってくるだろう。また、コモンズさんにつきましては、入館者によって若干の委託料は変動するという事等、若干ずつですが、お客さんがふえてきた。そういうことをトータル的に考えまして、やっていける、赤字にはならないだろうという判断をしておりましたが、実際、1月から途端に赤になってしまったということについて、私は、すごく見通しが甘かった、しっかりメスを入れられなかったということについては、本当に深くおわびをせざるを得ないし、そこら辺の責任は痛感しております。

それと、どのようなことで必死に取り組まれたかということにつきまして、大きなことは

できませんでしたが、本当に個人的にもグループでもできることはやってきたつもりでございます。先ほど大倉議員が言われましたけれども、主要グループの宴会やとか、いろんなことをされましたかという質問がありましたけれども、できる限り、個人であれ、グループであれ、団体であれ、いこいの館を利用させていただき、少しでも売り上げに協力してきました。そういう思いでございます。

また、懇談会につきましては、回数までは忘れましたが、当初のころは1カ月ごとにきちんとされておったんですけれども、最近はできなくなってしまったというのが現状でございます。

また、フロントに、回数券やスタンプなどは9月でできなくなりますという張り紙をしてあったと思うんですけれども、その後、この張り紙を見てお客さんはどう思われますかということで、コモンズさんに話をしに行きました。これを読んで気持ちがよくなるというお客さんは誰もおられません。この張り紙は撤去してくださいということで、お願いをいたしました。現在は、その張り紙は撤去されております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今の答弁で感じられるのは、一生懸命やったことが余らないということではないですか。

あと、コモンズとの信頼関係もできていなかった。月に1回の懇談会も全然できていなかったということではないのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） コモンズさんと土埃さんとの定期的な懇談会は最近できておりませんでした。私なりに一生懸命やってきたわけですが、小手先だけの取り組みになってしまった。そういうことは反省をしておりますが、私個人としては、いこいの館につきましては熱い思いを持っておりますので、私なりには一生懸命頑張らせていただいた。そういう思いは持っております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今も一生懸命やったと言われましたけれども、1月から赤字になったから想定外やってみたいなことを言われたんですけれども、赤字になったことに対して、じゃ、何をしてこられたか、僕の今の質問に答えてもらっていないですね。自分で一生懸命これをやりましたというのは、なかなか言いにくいことやとは思いますが、じゃ、こういう手を打ちま

した、こういう手を打ちましたというのは、何かないんですか。

議長（杉岡義信君） 町長、今、西君が言っているあれだけはちょっと。それで、マイクをちょっと。

町長（西村典夫君） 1月から赤字になったということにつきまして、何か手だてをしたのかという御質問だと思います。

そのとき、外に向かって広報していこうということで、早急にポスターとチラシをつくらせていただき、近隣にポスターを張って、チラシを置かせていただいてPRをさせていただいた。そういう取り組みはいたしております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

1月の赤字になってからポスターをつくられたということやと思うんですけれども、多分、去年の12月の末にはもう決まっていたことやと思うんですよ、ポスターつくる、チラシをつくるというのは。結局つくっただけで配られていないですよ。産業振興会館に置かれていただけとかで、それを一生懸命何かをしたということにはならないと思うんです。

一生懸命さも見られへんし、答弁に対する誠実性もないと思うんです。だから、みんな認められないと思うんですよ。もう答弁はいいですけど。以上です。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第27号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手なしです。したがって、議案第27号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は否決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第28号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第28号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、支援金及び納付金の確定や国保連合会による拠出金誤り等による減額補正をし、国保の都道府県化に向けた国保情報集約システム連携及び制度改正にかかわる基幹システムの改修などを行うための増額補正をしたことにより、歳入歳出予算の総額2億8,598万2,000円に歳入歳出それぞれ606万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,991万6,000円とするものでございます。よろしく御可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 失礼をいたします。

それでは、議案第28号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして説明をさせていただきます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ606万6,000円を減額し、歳入歳出総額を2億7,991万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入について説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、現年分で148万4,000円の減額補正をお願いしております。介護給付費及び後期高齢者支援金の額の確定に伴います補正でございます。

次に、同款、同項、2目高額医療費共同事業負担金で55万1,000円の減額補正をお願いしております。額の確定に伴います補正でございます。

次に、同款、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、普通調整交付金で41万6,000円の減額補正をお願いしております。介護分及び後期高齢者支援金分の額の確定に伴います補正でございます。

次に、同款、同項、3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金46万2,000円の皆増でございます。国保都道府県化システムの改修に係る補助金でございます。

次に、6款府支出金、1項府負担金、1目高額医療費共同事業負担金55万1,000円の減額補正をお願いしております。こちらのほうも額の確定に伴います補正でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

同款、2項府補助金、1目府補助金41万6,000円の減額補正をお願いしております。

額の確定に伴います補正でございます。

次に、10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては311万円減額補正をお願いしております。これにつきましては、歳出の減少により充足財源分を繰越金で減額計上しております。

続いて、歳出の説明に移ります。

8ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費46万3,000円の増額補正をお願いしております。歳入で国庫補助金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、国保都道府県化システムの改修に係る補助金と説明をさせていただきました。国保の都道府県単位化に向けた国保情報集約システム連携及び制度改正に係る基盤システムの改修として委託金に16万3,000円、制度改正に伴い国保情報データベースシステムの改修ソフトの購入といたしまして備品購入費に30万円を計上させていただいております。財源といたしましては、国庫補助金を46万2,000円充当しておるものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金150万9,000円減額補正をお願いしております。内容につきましては、支援金の額の確定によるものでございます。

次に、4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金3万4,000円増額補正をお願いいたしております。内容につきましては、納付金の額の確定によるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

5款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金312万8,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、支援金の額の確定によるものでございます。

次に、6款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金220万3,000円の減額補正をお願いいたしております。内容につきましては、国保連合会の拠出金の算出誤りによるものでございます。

最後に、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金27万7,000円の増額補正をお願いしております。平成28年度退職者医療交付金の精算に係る返還金及び特定健診負担金の平成28年度分の国庫及び京都府負担金の精算に係る返還金でございます。

以上、これで国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第28号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君）　挙手全員です。したがって、議案第28号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君）　日程第4、議案第29号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君）　議案第29号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額6,320万円に歳入歳出それぞれ98万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,418万1,000円とするものでございます。

主な提案内容は、歳入では歳出の増額に伴い繰越金を増額しています。歳出では水道関係施設の修繕並びに備品購入による増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君）　議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君）　失礼いたします。

議案第29号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

5款繰越金、1節繰越金につきましては、98万1,000円の補正をお願いしております。

す。これにつきましては、歳出の増加に伴います不足財源分を繰越金で計上しております。

続いて、歳出の説明に移ります。

7ページをごらんください。

2款衛生費、上水道費、簡易水道施設費、総額で98万1,000円を計上しております。

11節需用費では84万7,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、有市簡易水道等の濁度計並びに東部簡易水道の取水流量計の修繕料でございます。いずれも経年劣化等によりまして取りかえ修繕が必要になったものでございます。

次に、18節備品購入費で13万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、町内水道施設の稼働状況を確認するテレメーター室のエアコンに水漏れがございまして、修繕等が困難な状況でございますので、新たにテレメーター室のエアコンを1基購入するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ98万1,000円を増額し、総額をそれぞれ6,418万1,000円としています。これで簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第29号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第29号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第30号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第30号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ４４６万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億６，６２３万円とするものでございます。

主な提案内容は、過年度分の国・府負担金などの償還金確定によります増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第３０号、平成２９年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

ページは６ページの歳入のほうから御説明申し上げます。

まず、保険料でございます。１０万２，０００円の減額。この保険料の減額につきましては、次の次の段の７款繰入金、２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金１０万２，０００円の歳入に伴って減額するものでございまして、この基金につきましては、２７、２９の計画段階で低所得者の保険料軽減負担金というふうなところで補助事業を伴って積み立てていた基金でございますので、今回それを繰り入れさせていただくというふうなところでございます。

上段、事務費繰入金については８，０００円を見込んでおります。事務費の繰入金でございます。

それから、６ページの最後、繰越金でございますが、提案理由にもございました償還金につきまして、その留保財源、繰り越しに含まれておりますので、その繰越金４４５万３，０００円を充当したものでございます。

最後、７ページ、歳出でございます。

趣旨普及費につきましては、認定パンフレットを増刷します。制度改正に伴いまして、不足額の８，０００円を計上しておるところでございます。

６款諸支出金につきましては、１号の被保険料の還付金１万９，０００円と、それから償還金というふうなところで４４３万４，０００円を見込んでいるところでございます。国・府の償還金となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第30号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第30号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は9月27日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後4時02分